

## 第7章

# 諸規程

7. 1	八戸工業大学学則(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	別表第1 学部の授業科目及び単位数・・・・・・・・	122
	別表第2 教職課程の授業科目及び単位数・・・・	126
	別表第3 学費、入学検定料・・・・・・・・・・・・	128
7. 2	八戸工業大学学位規程・・・・・・・・・・・・・・	129
7. 3	八戸工業大学学費納入規程・・・・・・・・・・・・	133
7. 4	八戸工業大学学生心得・・・・・・・・・・・・・・	134
7. 5	八戸工業大学履修規程・・・・・・・・・・・・・・	136
7. 6	八戸工業大学教職課程の履修等に関する規程・・・	156
7. 7	編入学者および転入学者の履修等に関する規程・・・	165
7. 8	八戸工業大学GPA取り扱い要項・・・・・・・・・・・・	166
7. 9	八戸工業大学図書館利用規程・・・・・・・・・・・・	168
7. 10	八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程・・・	170
7. 11	学生の諸活動に関する規程・・・・・・・・・・・・・・	171
7. 12	学友会館使用規程・・・・・・・・・・・・・・・・・	174
7. 13	施設・設備・備品等管理規程・・・・・・・・・・・・	175
7. 14	残留・出校者心得・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
7. 15	八戸工業大学車両通学に関する規程・・・・・・・・・・	177
7. 16	学校法人八戸工業大学 証明書発行取扱要領・・・	178
7. 17	学友会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
7. 18	学友会の選挙に関する規程・・・・・・・・・・・・・・	182
7. 19	学友会会費規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183

## 7.1 八戸工業大学学則(抄)

制 定 昭和47年 4月 1日

改 正 令和 6年 4月 1日

### 第 1 章 目的及び自己点検・評価

第 1 条 本学は、「良き技術は、良き人格から生まれる」を教育理念とし、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、あわせて人類の幸福を希求する科学技術の振興と文化の創造並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、教育研究等の目標を次のように定める。

- 一 学生の教育を最優先し、学生の満足度を高め、総合的な成長を確実に達成する大学となること
- 二 教育と研究の成果をもって、北東北を主とした地域社会の発展に寄与し、地域とともにある地域のための大学となること

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項で定める点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

### 第 2 章 学部構成及び教育研究上の目的

第 3 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

工学科

感性デザイン学部

感性デザイン学科

2 工学部及び感性デザイン学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 工学科

豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、工学の基礎原理を踏まえ高度な応用展開能力をもった人材、及び地域社会への関心とともにグローバルな視野をもった人材を育成するとともに、機械、電気・電子・通信、建築・土木、情報、生命・環境、原子力、ロボット及び海洋などの工学・科学に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

二 感性デザイン学部

豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、デザイン学の諸原理を踏まえ高度な応用展開力をもった人材、現代社会が抱える問題を発見し、その解決に貢献できる人材、及び地域社会への関心を有するとともに、多文化・異文化を理解し、幸福な社会づくりに貢献できる人材を育成するとともに、デザイン学及びその関連分野に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

3 各学科における教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 工学科

多様化した社会ニーズに対応するため、広い視野と教養、倫理観、総合的な判断力及びコミュニケーション能力を持ち、情報リテラシーも含めた科学と工学の基礎知識、さらに社会の変化に柔軟に対処できる問題解決・応用展開能力を備えた技術者を育成するとともに、機械、電気電子通信、システム情報、生命環境、建築・土木のいずれかの専門分野、及び原子力、ロボット、海洋などの発展分野の教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

## 二 感性デザイン学科

社会構造の変化、価値観の多様化などの地政学的・文化的・史的背景を理解し、対象の価値を再構成したり転換したりできる力、複眼的な視点で価値を具体的な形に表現する力、地域の多様なあるべき姿を構想する力を有し、社会の発展と文化の振興、地域社会における資源と資産の価値化と共有の実現に携わることができる人材を養成するとともに、デザイン学及びその関連分野に関わる教育研究活動の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

### 第3章 修業年限及び収容定員

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

	入学定員	収容定員
一 工学部 工学科	250人	1,000人
二 感性デザイン学部 感性デザイン学科	50人	200人

### 第4章 開学記念日、学年、学期及び休業日

第6条 開学記念日は、1月29日とする。

2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

一 前期(4月 1日より 9月15日まで)

二 後期(9月16日より 翌年 3月31日まで)

第8条 学年中の休業日は、次の通りとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

2 前項の第3号から第5号の休業日については、毎年度定める。

3 必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項の休業日に授業等を行うことがある。

### 第5章 入学、再入学、転入学、編入学、復籍、転学部、転学科及び保証人

第9条 入学、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 再入学の時期は、学期の初めとする。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- 八 相当の年令に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第11条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。
- 第12条 本学を退学した者又は第22条第五号の規定により除籍となった者が、再入学を志願するときは、選考の上、許可することがある。
- 2 第22条第二号、第三号及び第四号の規定により除籍された者の復籍については、認めない。
- 3 第22条第五号の規定により除籍された者の復籍については、別に定める。
- 第13条 次の各号の一に該当する者は、人員に余裕のある場合に限り、選考の上、転入学又は編入学を許可することがある。
- 一 他の大学に在学する者で、その学長又は学部長の許可を得て転入学を志願する者
- 二 大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者並びに文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願する者
- 第14条 転学部・転学科を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。
- 第15条 再入学、転入学、編入学又は転学部または転学科を許可された者の、すでに修得した授業科目とその単位数及び修業年数は、審査の上、その一部又は全部を認めることがある。
- 第16条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)及び大学等が編成する特別の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められたものについて、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものととして認定することができる。なお、この認定に関連して修得した単位数その他の事項を勘案して認定された期間を修業年限に通算することができる。
- 2 前項による単位の認定は、合計30単位を超えない範囲で行うものとする。
- 第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、保証人連署の誓約書を指定期日までに提出し、その他本学所定の入学手続きを完了しなければならない。
- 2 正当の理由なく前項の手続きをしないときは、入学、再入学、転入学又は編入学の許可はその効力を失う。
- 第18条 保証人は父母又は独立生計を営む成年の者とする。
- 2 保証人は、入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者の誓約に関し、連帯責任を負うものとする。
- 3 保証人の変更、転居、改印、改氏名等は、そのつど届け出なければならない。
- 第6章 休学、転学、退学及び除籍**
- 第19条 病気その他の事由により、引続き3月以上修学することができない場合は、願い出て許可を受けて休学することができる。
- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により期間の延長を許可することがある。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間中に事由がなくなったときは、許可を受けて復学することができる。
- 5 休学期間は、修業期間に算入しない。
- 第20条 他の大学に転学を志願する者は、事由を具して、その許可を願い出なければならない。
- 第21条 退学しようとする者は、事由を具して、その許可を願い出なければならない。
- 第22条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- 一 死亡の届け出のあった者
- 二 病気その他やむを得ない事情により修学の見込みのない者
- 三 第4条の在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者
- 四 第19条第3項の休学期間に達しても、なお修学できない者

## 五. 授業料の滞納期間が2月を超える者

### 第7章 教育課程及び履修の方法

第23条 本学の開設する授業科目及び単位数は、別表第1及び第2による。

- 2 学生が所属する学部学科以外の学科の授業科目を履修することを認めることがある。
- 3 工学科に履修上の区分として次のコースを設ける。学生はいずれかのコースを修了し卒業するものとする。
  - 一 機械工学コース
  - 二 電気電子通信工学コース
  - 三 システム情報工学コース
  - 四 生命環境科学コース
  - 五 建築・土木工学コース
- 4 学部又は学科に、必要に応じて分野横断型のプログラムを設けることができる。
- 5 第3項のコース及び第4項のプログラムの履修方法は履修規程に定める。

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
  - 一 講義及び演習については、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする
  - 二 実験、実習及び実技については、実験室又は実習場等で行われるものであることを考慮し、毎週2時間15週又は毎週3時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位とする
  - 三 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準をもって1単位とする

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第26条 学生は、毎年度の初めに、当該年度に履修しようとする授業科目を、所定の手続きにより届け出なければならない。

- 2 学生は、届け出た科目に限り、単位修得の認定を受けることができる。
- 3 卒業要件として修得すべき単位について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を履修規程で定める。

第27条 授業科目の単位修得の認定は、試験による。ただし、平常の成績を加味することができる。

- 2 実験、実習、演習及び実技は、平常の成績をもって試験にかえることがある。

第28条 試験は原則として、学期末に行う。

- 2 各授業科目の成績評価は、S、A、B、C、及びDによるものとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格とする。
- 3 病気その他やむを得ない事故で定期的試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことがある。
- 4 その他試験の施行に関しては、別に定める。

第29条 各学年において、修得単位数が、別に定める基準に満たない場合には、その学年に留年とする。

第30条 卒業に必要な修得単位数は、別表第1及び履修規程に定める単位を含め、124単位以上とする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第24条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第31条 卒業研究あるいは卒業制作・論文の題目及び研究計画は、卒業しようとする年度の初めに、所定の手続きにより、届け出なければならない。

第32条 学長は、学生が他の大学の授業科目を履修すること又は、これに相当する教育機関等において修学することが教育上有益であると認めるときは、教授会の議を経て当該大学等と協議のうえ、履修すること又は修学することを認めることができる。

- 2 学長は、学生が外国の大学又はこれに相当する教育機関等において修学することが教育上有益であると認めるときは、教授会の議を経て当該大学等と協議のうえ、留学することを認めることができる。
- 3 留学の期間は、修業期間に算入する。
- 4 学長は、第1項の規定により修得した成果及び、第2項の規定により留学して得た修学の成果について、教授会の議を経て本学において修得したものとして認定するものとする。
- 5 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、第16条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 卒業及び学位授与

第33条 本学において4年以上修業し、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者は卒業とし、工学部にあつては学士(工学)、感性デザイン学部にあつては学士(感性デザイン)の学位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。
- 3 学位の授与についての必要な事項は、八戸工業大学学位規程に定める。

## 第9章 教育職員免許状

第34条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。この修得すべき授業科目及び単位数は別表第2に掲げる。

- 2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。

免許状の種類	免許教科の種類	学 科
中学校教諭 一種免許状	美 術	感性デザイン学部 感性デザイン学科
高等学校教諭 一種免許状	工 業	工学部 工学科
	情 報	工学部 工学科(システム情報工学コース)
	美 術	感性デザイン学部
	工 芸	感性デザイン学科

## 第10章 学費及び入学検定料

第35条 本学に納付すべき学費及び入学検定料は、別表第3の通りとする。

第36条 納入方法その他の取扱いについては、別に定める。ただし、休学期間中の授業料等は、原則としてこれを免除する。

## 第11章 科目等履修生及び聴講生

第37条 本学の授業科目のうち、一又は複数の科目を選んで履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 本学の授業を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 第38条 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。
- 第39条 科目等履修生はその履修科目を学修するのに十分な学力がなければならない。
- 第40条 科目等履修生及び聴講生の在学期間は1年以内とする。ただし、願い出によって期間を延長することができる。
- 第41条 科目等履修生は、その履修科目の試験を受けることができる。
- 2 試験に合格した者には、大学の定めるところにより、単位修得の認定をする。
- 第42条 科目等履修生及び聴講生の学費及び入学検定料は、別表第3の通りとする。
- 第43条 科目等履修生及び聴講生には、本章の規定のほか、第10条(入学資格)、第4章(学年、学期及び休業日)、第17条(入学手続)、第18条(保証人)、第6章(休学、転学、退学及び除籍)、第7章(教育課程及び履修の方法)、第9章(教育職員免許状)及び第15章(賞罰)の規定を準用する。

## 第12章 特別聴講学生

- 第44条 本学と他の大学又は、これに相当する教育機関等との協議に基づき、本学の学生が当該大学等で開設する授業科目の履修及び単位の修得を希望するとき、若しくは当該他大学等の学生が本学で開設する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、特別聴講学生として扱い、その履修及び単位の修得を認めることができる。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
- 第45条 受入れ特別聴講学生には、本章の規定のほか、第4章(学年、学期及び休業日)、第7章(教育課程及び履修の方法)及び第15章(賞罰)の規定を準用する。

## 第13章 研究生

- 第46条 本学において特定の事項について研究することを願い出た者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
- 第47条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- 第48条 研究生を志願できるものは、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学を卒業した者
  - 二 短期大学、高等専門学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者で、関係学科を履修した者
  - 三 本学において前二号と同等以上の学力があると認められた者
- 第49条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することができる。
- 第50条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することができる。
- 第51条 研究生がその研究に関係のある授業科目の履修を願い出たときは、許可することができる。
- 第52条 研究生の学費及び入学検定料は、別表第3の通りとする。
- 第53条 研究生には、本章の規定のほか、第4章(学年、学期及び休業日)、第17条(入学手続)、第18条(保証人)、第6章(休学、転学、退学及び除籍)、第7章(教育課程及び履修の方法)及び第15章(賞罰)の規定を準用する。
- 2 研究生が授業科目を履修する場合は、その履修科目について、第11章(科目等履修生)の規定を準用する。

## 第14章 外国人特別留学生

- 第54条 外国人で特別留学生として入学を希望する者があるときは、第10条の規定によらず、特別に選抜の上入学を許可することができる。
- 第55条 外国人特別留学生の取り扱いについては、別に定める規定による外はすべて本学学生に関する規定を準用する。

## 第15章 賞罰

- 第56条 顕著な善行があつた者は表彰することがある。
- 1 卒業に際して、人物、学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者は表彰することがある。
- 第57条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあつた者は、懲戒する。
- 1 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
  - 2 停学3月以上にわたるときは、その期間は修業期間に算入しない。
  - 3 懲戒処分の基準及びその手続きについては、別に定める。
- 第58条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - 三 正当の理由がなく出席常でない者
  - 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

## 第16章 職員組織及び教授会

- 第59条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。
- 1 本学に前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。
- 第60条 職員の職務は、次の通りとする。
- 一 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する
  - 二 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる
  - 三 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
  - 四 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
  - 五 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する
  - 六 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
  - 七 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する
  - 八 事務職員は、事務に従事する
  - 九 技術職員は、技術に関する職務に従事する
- 第61条 本学に、教授会を置く。
- 1 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
  - 2 教授会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。
- 第62条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 一 学生の入学、卒業
  - 二 学位の授与
  - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第17章 基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所

- 第63条 本学に基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所を置く。
- 1 基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所の運営等に関する事項は、別に定める。

## 第18章 大学院

第64条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

## 第19章 公開講座

第65条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の運営等に関する事項は、別に定める。

## 第20章 学則の改廃

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則（令和6年3月8日 八工大総第92号）

1. この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 工学部 工学科 授業科目及び単位数

令和5年度入学生より適用

※( )内の数字は単位数を表す

<b>キャリア教育科目</b>			
キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)	キャリアデザインⅢ(1)	職業倫理(2)
<b>総合教養科目</b>			
<b>人間科学分野</b>			
心理学(2)	哲学(2)	文学(2)	日本国憲法(2)
歴史(2)	経済学(2)	知的財産論(2)	
<b>国際コミュニケーション分野</b>			
日本語表現法(2)	実践日本語表現(2)	異文化コミュニケーション(2)	総合英語(2)
実践英語(2)	教養英語(2)	英語会話(2)	英語表現(2)
Global English(2)	English Communication(2)	English Reading(2)	Technical English(2)
中国語Ⅰ(2)	中国語Ⅱ(2)	中国語Ⅲ(2)	
<b>体育科学分野</b>			
体育学(1)	生涯スポーツ演習(1)	スポーツ健康学(1)	
<b>総合学際分野</b>			
主題別ゼミナールⅠ(1)	主題別ゼミナールⅡ(1)	海外研修(1)	
<b>AI・データサイエンス科目</b>			
AI・データサイエンス入門(2)	データアナリティクスⅠ(2)	データアナリティクスⅡ(2)	
<b>共創教育科目</b>			
工学概論(2)	デザインと技術(2)	北東北八戸の地域学(2)	共創デザイン演習(2)
カーボンニュートラル入門(2)	カーボンニュートラル概論Ⅰ(1)	カーボンニュートラル概論Ⅱ(1)	
<b>工学基礎科目</b>			
微分積分(2)	線形代数(2)	確率・統計(2)	基礎物理学Ⅱ(2)
基礎物理学Ⅱ(2)	応用物理学概論(2)	物理学実験(2)	基礎化学Ⅰ(2)
基礎化学Ⅱ(2)	化学実験(2)	生命科学(2)	
<b>専門科目</b>			
<b>機械工学専門科目</b>			
基礎情報科学M(2)	材料力学Ⅰ(2)	材料力学Ⅱ(2)	機械力学Ⅰ(2)
機械力学Ⅱ(2)	熱力学Ⅰ(2)	熱力学Ⅱ(2)	流れ学Ⅰ(2)
流れ学Ⅱ(2)	伝熱工学(2)	基礎機械情報工学(2)	応用機械情報工学(2)
メカトロニクス基礎(2)	機械材料工学(2)	機械加工工学(2)	機械工作実習(1)
基礎設計工学(2)	応用設計工学(2)	基礎設計製図(2)	CAD設計製図(2)
機械設計技法(2)	機械工学実験Ⅰ(1)	機械工学実験Ⅱ(1)	機械工学演習Ⅰ(2)
機械工学演習Ⅱ(2)	技術マネジメント概論(2)	プロジェクトⅠ(2)	プロジェクトⅡ(2)
プロジェクトⅢ(2)	機械工学統合演習(2)	プロジェクト実習(1)	学外研修M(1)
卒業研究M(6)	基礎自動車工学(1)	潤滑工学(1)	自動車エンジン(1)
自動車測定検査概論(1)	自動車構造Ⅰ(1)	自動車構造Ⅱ(1)	自動車法規(1)
自動車工学(2)	電気電子工学概論(1)	電子回路工学(1)	カーエレクトロニクス(1)
自動車検査(1)	自動車整備実習(6)		
<b>電気電子通信工学専門科目</b>			
基礎情報科学E(2)	電気電子通信工学入門(2)	電気回路入門(2)	電気電子数学Ⅰ(2)
電気電子数学Ⅱ(2)	電磁気学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅱ(2)	電磁気学演習Ⅰ(1)
電磁気学演習Ⅰ(1)	電気回路Ⅰ(2)	電気回路Ⅱ(2)	電気回路演習Ⅰ(1)
電気回路演習Ⅱ(1)	電力発生工学(2)	電力輸送工学(2)	電気機器工学(2)
電気利用工学(2)	高電界工学(2)	パワーエレクトロニクス(2)	電気法規と電気施設管理(2)
電子回路Ⅰ(2)	電子回路Ⅱ(2)	センサー応用工学(2)	電気電子材料工学(2)
半導体工学(2)	現代制御工学(2)	コンピュータプログラミング(2)	情報メディア工学(2)
情報通信工学Ⅰ(2)	情報通信工学Ⅱ(2)	通信ネットワーク工学(2)	電磁波工学(2)
情報通信法規(2)	リモートセンシング概論(1)	創造工学実験(2)	電気電子通信基礎実験(2)
電気エネルギーシステム実験(2)	電子情報通信システム実験(2)	電気電子設計製図(2)	インターンシップE(1)
学外研修E(1)	先端技術工学(1)	卒業研究E(6)	

<b>システム情報工学専門科目</b>			
情報科学アラルト(2)	情報工学概論(2)	基礎情報科学I(2)	離散数学(2)
オペレーションズリサーチ(2)	オペレーティングシステム(2)	データベース(2)	プログラミング入門(2)
プログラミング言語(2)	データ構造とアルゴリズム(2)	プログラム設計(2)	コンピュータシステム(2)
産業情報論(2)	経営情報論(2)	コンテンツ制作入門(2)	コンピュータグラフィックス(2)
ビジュアル情報処理(2)	マルチメディア工学(2)	デジタル信号処理(2)	ウェブデザイン(2)
情報通信工学(2)	情報ネットワーク入門(2)	情報セキュリティ入門(2)	情報ネットワーク構築(2)
情報セキュリティ(2)	情報文化論(2)	電気工学(2)	電子工学(2)
知識工学(2)	ロボット工学(2)	シミュレーション工学(2)	数値解析I(2)
集積回路(2)	情報工学基礎実験 I(1)	情報工学基礎実験 II(1)	情報工学応用実験 I(1)
情報工学応用実験 II(1)	情報専門ゼミナール(2)	情報工学特別講義(2)	設計・製図(2)
学外研修I(1)	卒業研究I(6)		
<b>生命環境科学専門科目</b>			
基礎情報科学L(2)	生命環境科学概論(2)	生命環境科学導入デザイン(2)	バイオテクノロジー(2)
無機化学(2)	生化学(2)	物理化学(2)	分析化学(2)
有機化学(2)	環境化学量論(2)	化学工学(2)	微生物学(2)
微生物工学(2)	分子遺伝学(2)	遺伝子工学(2)	環境生物学(2)
酵素工学(2)	生理学(2)	生物有機化学(2)	食品分析学(2)
食品製造学(2)	食品工学(2)	食品化学(2)	食品衛生学(2)
公衆衛生学(2)	品質管理(2)	計測制御工学(2)	リサイクル工学(2)
グリーンケミストリー(2)	環境影響評価論(2)	機器分析(2)	環境汚染物質分析学(2)
生命環境科学基礎演習 I(2)	生命環境科学基礎演習 II(2)	生命環境科学演習 I(2)	生命環境科学演習 II(2)
生命環境科学基礎実験 I(1)	生命環境科学実験 I(1)	生命環境科学実験 II(1)	生命環境プロセス実習 I(1)
生命環境プロセス実習 II(1)	インターンシップL(1)	生命環境科学セミナー(1)	卒業研究L(6)
<b>建築・土木工学専門科目</b>			
基礎情報科学D(2)	土木工学概論(2)	建築概論(2)	基礎製図(2)
CAD基礎演習(2)	地球環境論(2)	測量学(2)	測量実習(1)
都市計画(2)	構造力学I(2)	構造力学II(2)	地盤工学 I(2)
建設応用数学(2)	デッサン(2)	色彩学(2)	建築設計 I(3)
建築設計 II(3)	建築設計 III(3)	建築設計 IV(3)	建築構造設計(2)
住居計画(2)	建築計画(2)	地域施設計画(2)	建築史(2)
近代建築史(2)	建築環境工学 I(2)	建築環境工学 II(2)	建築設備(2)
鉄筋コンクリート構造(2)	基礎工学(2)	鋼構造(2)	木質構造(2)
建築材料学(2)	建築施工(2)	建築生産(2)	建築材料実験(2)
建築法規(2)	雪国建築(2)	インテリアデザイン(2)	ユニバーサルデザイン(2)
材料の力学(2)	上下水道工学(2)	水処理工学(2)	水理学 I(2)
水理学 II(2)	河川工学(2)	海岸・港湾工学(2)	道路・交通工学(2)
地盤工学 II(2)	コンクリート工学(2)	コンクリート構造学(2)	土木工学実験 I(2)
土木工学実験 II(2)	水工学設計・演習(2)	地盤工学設計演習(2)	橋工学設計・演習(2)
応用測量学及び実習(2)	火薬学(2)	維持管理工学(2)	施工技術(2)
インターンシップD(1)	学外研修D(1)	総合デザイン I(2)	総合デザイン II(2)
数値解析D(2)	卒業研究D(6)		
<b>工学発展科目</b>			
原子力エネルギー(2)	放射線の利用(2)	原子力体感研修(2)	原子燃料サイクル・安全工学(2)
海洋学の基礎と未来(2)	海洋生物学(2)	臨海実習(2)	海洋生態学(2)
海洋土木 I(2)	海洋土木 II(2)	ロボット工学概論(2)	ロボット工学実習(2)
計測工学(2)	論理回路(2)	制御工学(2)	
<b>特別専攻科目</b>			
解析 I(2)	解析 II(2)	特別専攻プロジェクト I(2)	特別専攻プロジェクト II(2)
特別専攻ゼミナール I(2)	特別専攻ゼミナール II(2)		

## 感性デザイン学部 感性デザイン学科 授業科目及び単位数

令和5年度入学生より適用

※( )内の数字は単位数を表す

<b>キャリア教育科目</b>			
キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)	キャリアデザインⅢ(1)	職業倫理(2)
<b>総合教養科目</b>			
<b>人間科学分野</b>			
心理学(2)	哲学(2)	文学(2)	日本国憲法(2)
歴史(2)	経済学(2)	知的財産論(2)	
<b>国際コミュニケーション分野</b>			
日本語表現法(2)	実践日本語表現(2)	異文化コミュニケーション(2)	総合英語(2)
実践英語(2)	教養英語(2)	英語会話(2)	英語表現(2)
Global English(2)	English Communication(2)	English Reading(2)	Technical English(2)
中国語Ⅰ(2)	中国語Ⅱ(2)	中国語Ⅲ(2)	
<b>体育科学分野</b>			
体育学(1)	生涯スポーツ演習(1)	スポーツ健康学(1)	
<b>総合学際分野</b>			
主題別ゼミナールⅠ(1)	主題別ゼミナールⅡ(1)	海外研修(1)	
<b>AI・データサイエンス科目</b>			
AI・データサイエンス入門(2)	データアナリティクスⅠ(2)	データアナリティクスⅡ(2)	
<b>共創教育科目</b>			
デザインと技術(2)	北東北八戸の地域学(2)	共創デザイン演習(2)	カーボンニュートラル入門(2)
カーボンニュートラル概論Ⅰ(1)	カーボンニュートラル概論Ⅱ(1)		
<b>専門科目</b>			
<b>感性デザイン基礎</b>			
<b>デザイン基礎分野</b>			
感性デザイン学概論(1)	デザイン思考(1)	図学(2)	美術史(2)
デザイン史(2)	ユニバーサルデザイン(2)	フィールドワーク基礎(1)	製図(2)
デッサン(2)	色彩学(2)	表現技法(2)	写真技術実習(1)
映像制作実習(1)	工芸実習(2)	製造工作実習(1)	
<b>情報技術分野</b>			
コンピュータ基礎演習(2)	アカデミックライティング(2)	プレゼンテーション(2)	CAD演習Ⅰ(2)
CAD演習Ⅱ(2)	情報メディア論(2)		
<b>感性デザイン応用</b>			
<b>デザイン応用分野</b>			
ビジュアルデザイン論(2)	タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅠ(2)	イラストレーションⅡ(2)
Webデザイン(2)	広告デザイン(2)	絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)
彫刻(2)	工芸学(2)	プロトタイプング(2)	プロダクトデザイン(2)
インテリアデザイン(2)	音と光デザイン(2)	住環境デザイン(2)	地域文化論(2)
地域コミュニティ論(2)	ビジュアルデザイン演習(2)	共生社会デザイン(2)	メディア表現論(2)
芸術批評(2)			
<b>デザイン実践分野</b>			
企画構想実習(2)	アートプロジェクト(2)	インターメディア造形演習Ⅰ(2)	インターメディア造形演習Ⅱ(2)
フィールドワーク演習(1)	地域デザインプロジェクト(1)		
<b>総合演習分野</b>			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	感性デザイン応用演習(2)
感性デザイン特別演習(1)	インターンシップ(1)	卒業研究(6)	
<b>特別専攻科目</b>			
特別専攻プロジェクトⅠ(2)	特別専攻プロジェクトⅡ(2)	特別専攻ゼミナールⅠ(2)	特別専攻ゼミナールⅡ(2)

別表第1 卒業に必要な修得単位数

工学部 工学科

科目区分・分野	修得単位数
キャリア教育科目	5単位
総合教養科目	下記2分野の単位数を含み 18単位以上
人間科学分野	6単位以上
国際コミュニケーション分野	8単位以上
AI・データサイエンス科目	2単位以上
共創教育科目	4単位以上
工学基礎科目	14単位以上
専門科目	70単位以上
総計	124単位以上

感性デザイン学部 感性デザイン学科

科目区分・分野	修得単位数
キャリア教育科目	5単位
総合教養科目	下記分野の単位数を含み 22単位以上
国際コミュニケーション分野	8単位以上
AI・データサイエンス科目	2単位以上
共創教育科目	2単位以上
専門科目	
デザイン基礎分野	24単位以上
情報技術分野	
デザイン応用分野	24単位以上
デザイン実践分野	4単位以上
総合演習分野	12単位以上
総計	124単位以上

## 教職課程の授業科目及び単位数

令和5年度入学生より適用

※( )内の数字は単位数を表す

共通：高一種(工業)、高一種(情報)、中一種(美術)、高一種(美術)、高一種(工芸)

必修科目			
教職総論(2)	教育基礎論(2)	教育の制度(2)	認知と人格の発達(2)
特別支援教育総論(1)	教育課程論(2)	総合的な学習の時間の指導法(2)	特別活動(2)
教育学(2)	生徒指導・進路指導(2)	教育相談(2)	教職実践演習(中・高)(2)
事前・事後指導(1)	教育実習Ⅰ(2)	ICT活用と指導法(1)	

## 高一種(工業)

必修科目			
AI・データサイエンス入門(2)	工学概論(2)	工業科指導法(4)	職業指導(4)
日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)	
選択必修科目			
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
基礎情報科学M(2)	基礎情報科学E(2)	基礎情報科学(2)	※左記より1科目選択必修
基礎情報科学L(2)	基礎情報科学D(2)		
機械工学実験Ⅰ(1)	機械工学実験Ⅱ(1)	機械工学演習Ⅰ(2)	① ※左記より1科目以上選択必修
機械工学演習Ⅱ(2)	プロジェクト実習(1)	創造工学実験(2)	
電気電子通信基礎実験(2)	電気エネルギーシステム実験(2)	電子情報通信システム実験(2)	
情報工学基礎実験Ⅰ(1)	生命環境科学基礎実験(1)	生命環境科学実験Ⅰ(1)	
生命環境プロセス実習Ⅱ(1)	測量実習(1)	建築材料実験(2)	
土木工学実験Ⅰ(2)	土木工学実験Ⅱ(2)		② ※左記より1科目以上選択必修
基礎設計製図(2)	CAD設計製図(2)	機械設計技法(2)	
電気電子設計製図(2)	設計・製図(2)	基礎製図(2)	
CAD基礎演習(2)	建築設計Ⅰ(3)	建築設計Ⅱ(3)	
材料力学Ⅰ(2)	機械力学Ⅰ(2)	熱力学Ⅰ(2)	
流れ学Ⅰ(2)	伝熱工学(2)	基礎機械情報工学(2)	※左記より、上記①・②の2区分から選択必修により取得した単位を加えて28単位以上選択必修
機械材料工学(2)	機械加工工学(2)	機械工作実習(1)	
基礎設計工学(2)	電気電子通信工学入門(2)	電気回路入門(2)	
電気電子数学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅱ(2)	
電磁気学演習Ⅰ(1)	電磁気学演習Ⅱ(1)	電気回路Ⅰ(2)	
電気回路Ⅱ(2)	電気回路演習Ⅰ(1)	電気回路演習Ⅱ(1)	
電気機器工学(2)	電子回路Ⅰ(2)	電気電子材料工学(2)	
半導体工学(2)	コンピュータプログラミング(2)	情報通信工学Ⅰ(2)	
情報工学概論(2)	プログラミング入門(2)	ビジュアル情報処理(2)	
デジタル信号処理(2)	電気工学(2)	電子工学(2)	
ロボット工学(2)	シミュレーション工学(2)	数値解析(2)	
集積回路(2)	生命環境科学概論(2)	バイオテクノロジー(2)	
無機化学(2)	物理化学(2)	分析化学(2)	
有機化学(2)	環境化学量論(2)	化学工学(2)	
食品工学(2)	食品化学(2)	品質管理(2)	
計測制御工学(2)	リサイクル工学(2)	グリーンケミストリー(2)	
土木工学概論(2)	建築概論(2)	地球環境論(2)	
測量学(2)	都市計画(2)	構造力学Ⅰ(2)	
構造力学Ⅱ(2)	地盤工学Ⅰ(2)	住居計画(2)	
建築計画(2)	建築設備(2)	鉄筋コンクリート構造(2)	
基礎工学(2)	建築材料学(2)	建築施工(2)	
建築法規(2)	材料の力学(2)	上下水道工学(2)	
水処理工学(2)	水理学Ⅰ(2)	水理学Ⅱ(2)	
地盤工学Ⅱ(2)	コンクリート工学(2)	コンクリート構造学(2)	
水工学設計・演習(2)	地盤工学設計演習(2)	計測工学(2)	
論理回路(2)	制御工学(2)		

### 高一種(情報)

必修科目			
離散数学(2)	オペレーションズリサーチ(2)	オペレーティングシステム(2)	データベース(2)
プログラミング言語(2)	データ構造とアルゴリズム(2)	プログラム設計(2)	コンピュータシステム(2)
産業情報論(2)	コンテンツ制作入門(2)	コンピュータグラフィックス(2)	ウェブデザイン(2)
情報通信工学(2)	情報ネットワーク入門(2)	情報セキュリティ入門(2)	情報文化論(2)
情報工学基礎実験Ⅱ(1)	情報工学応用実験Ⅰ(1)	情報工学応用実験Ⅱ(1)	情報科指導法(4)
日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)	
選択必修科目			
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
基礎情報科学M(2)	基礎情報科学E(2)	基礎情報科学(2)	※左記より1科目選択必修
基礎情報科学L(2)	基礎情報科学D(2)		

### 中一種(美術)

必修科目			
道徳教育(2)	教育実践論(2)	教育実習Ⅱ(2)	美術史(2)
デザイン史(2)	デッサン(2)	色彩学(2)	表現技法(2)
工芸実習(1)	CAD演習Ⅰ(2)	ビジュアルデザイン論(2)	イラストレーションⅠ(2)
Webデザイン(2)	絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)	彫刻(2)
芸術批評(2)	ビジュアルデザイン演習(2)	美術科指導法Ⅰ(4)	美術科指導法Ⅱ(2)
美術科指導法Ⅲ(2)	日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)
コンピュータ基礎演習(2)			
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
選択科目			
CAD演習Ⅱ(2)	タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅡ(2)	

### 高一種(美術)

必修科目			
美術史(2)	デザイン史(2)	デッサン(2)	色彩学(2)
表現技法(2)	CAD演習Ⅰ(2)	CAD演習Ⅱ(2)	ビジュアルデザイン論(2)
タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅠ(2)	イラストレーションⅡ(2)	Webデザイン(2)
絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)	彫刻(2)	芸術批評(2)
ビジュアルデザイン演習(2)	美術科指導法Ⅰ(4)	日本国憲法(2)	体育学(1)
スポーツ健康学(1)	コンピュータ基礎演習(2)		
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
選択科目			
美術科指導法Ⅱ(2)	美術科指導法Ⅲ(2)		

### 高一種(工芸)

必修科目			
図学(2)	美術史(2)	デザイン史(2)	デッサン(2)
色彩学(2)	表現技法(2)	工芸実習(2)	CAD演習Ⅰ(2)
CAD演習Ⅱ(2)	ビジュアルデザイン論(2)	タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅠ(2)
イラストレーションⅡ(2)	Webデザイン(2)	工芸学(2)	芸術批評(2)
ビジュアルデザイン演習(2)	工芸科指導法(4)	日本国憲法(2)	体育学(1)
スポーツ健康学(1)	コンピュータ基礎演習(2)		
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		

別表第3 学費、入学検定料

工学部学費

学費種別	学部学生	科目等履修生	聴講生	研究生
入学金 (入学時)	250,000 円	27,500 円	27,500 円	66,000 円
授業料	年額 942,000 円	1 単位につき 講義科目 22,000 円 実験実習科目 41,000 円	1 単位につき 講義科目 18,000 円 実験実習科目 33,000 円 (一部を受講する場合は按分)	月額 24,000 円
施設設備費 (年額)	300,000 円			
実験実習費 (年額)	1 年次 30,000 円 2 年次以降 65,000 円	実費徴収	実費徴収	実費徴収

感性デザイン学部学費

学費種別	学部学生	科目等履修生	聴講生	研究生
入学金 (入学時)	250,000 円	27,500 円	27,500 円	66,000 円
授業料	年額 650,000 円	1 単位につき 講義科目 22,000 円 演習実習科目 41,000 円	1 単位につき 講義科目 18,000 円 実験実習科目 33,000 円 (一部を受講する場合は按分)	月額 24,000 円
施設設備費 (年額)	170,000 円			
演習実習費 (年額)	1 年次 30,000 円 2 年次以降 65,000 円	実費徴収	実費徴収	実費徴収

入学検定料は、工学部、感性デザイン学部ともに次の通りとする。

学部学生 30,000 円

(ただし、「大学入学共通テスト利用選抜試験」で志願する者は、15,000 円とする。)

科目等履修生 20,000 円

聴講生 20,000 円

研究生 20,000 円

## 7.2 八戸工業大学学位規程

制定 平成7年1月13日 理事会

改正 平成25年9月19日 工学研究科委員会

平成25年9月19日 教授会

### (趣旨)

第1条 本学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定により、八戸工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、八戸工業大学学則及び八戸工業大学大学院学則に定めるほか、この規程に定めるところによる。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士(工学)、学士(感性デザイン)、修士(工学)及び博士(工学)とする。

### (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

### (博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院学則第34条第2項の定めるところにより、博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与する。

### (研究成果等の審査)

第6条 第4条の規定により学位の申請をする者については、工学研究科委員会(以下「委員会」という)が課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査または博士論文研究基礎力審査をもって論文の審査に代えることができる。

### (論文の提出)

第7条 修士及び博士の学位の授与を受けようとする者は、定められた期日までに修士論文又は博士論文、論文の要旨を指導教員を通じて、学長に提出するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文の要旨及び別表に定める論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。
- 3 提出した学位論文及び納付した論文審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

### (論文審査等の付託)

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験又は審査及び学力確認を委員会に付託するものとする。

### (審査委員会)

第9条 委員会は、前条の規定による審査の付託があったときは、本学大学院担当の複数の教員で組織する審査委員会を設ける。

- 2 主査には指導教員があたる。
- 3 審査委員会は、審査にあたって必要があるときは、委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

### (最終試験)

第10条 最終試験は、学位論文を中心とした専攻分野に関する研究能力及び学識について、口答又は筆答により行うものとする。

**(学力確認の方法)**

第11条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について、口答又は筆答により行うものとする。

**(審査後の省略)**

第12条 審査委員会は学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

**(審査期間)**

第13条 学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により博士論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に博士論文の審査及び学力の確認を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

**(審査結果の報告)**

第14条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学位論文の審査及び学力確認が終了したときは、その結果を文書により委員会に報告するものとする。

**(学位授与の審議)**

第15条 委員会は、修得単位並びに前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

**(学位の授与)**

第16条 学長は、委員会の議を経て、学位を授与できると認める者に所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

**(学位論文の公表)**

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う第1項および第2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)」、第2項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

**(審査要旨等の公表)**

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**(学位授与の報告)**

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

**(学位の名称)**

第20条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、八戸工業大学の文字を付記するものとする。

**(学位の取消)**

第21条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、委員会の議に基づいて、その授与された学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき
- 二 名誉を汚す行為があったとき

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

(学位記の再交付)

第23条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出るものとする。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

別 表 論文審査手数料

規程第7条第2項による博士論文
130,000

・本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学後3年以内の者の論文審査手数料は免除する。

別 記 学位記の様式

1. 学士

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 氏名 印	学位記	大学印
				氏名
本学工学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(工学)の学位を授与する				
学 科 所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た こ と を 認 め 学 士 (工 学) の 学 位 を 授 与 す る				

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 氏名 印	学位記	大学印
				氏名
本学感性デザイン学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(感性デザイン)の学位を授与する				
学 科 所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た こ と を 認 め 学 士 (感 性 デ ザ イ ン) の 学 位 を 授 与 す る				

2. 修士

第4条の規定により授与する学位記の様式

修 第 号	年 月 日	八戸工業大学長 氏名 印	学位記	大学印	氏名	年	月	日生
				本学大学院工学研究科 において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終 試験に合格したので修士(工学)の学位を授与する	専攻の博士前期課程			

3. 博士

第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

博 第 号	年 月 日	八戸工業大学長 氏名 印	学位記	大学印	氏名	年	月	日生
				本学大学院工学研究科 において学位論文の審査および最終試験に合格したので 博士(工学)の学位を授与する	専攻の博士後期課程			

第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 氏名 印	学位記	大学印	氏名	年	月	日生
				本学に博士論文を提出し所定の審査および試験に合格 したので博士(工学)の学位を授与する				

## 7.3 八戸工業大学学費納入規程

制定 平成5年1月21日 理事会

改正 令和7年1月31日 理事会

### (目的)

第1条 この規程は、八戸工業大学学則第36条及び八戸工業大学大学院学則第49条の規定に基づき、学費の納入方法その他の取扱いについて定める。

### (学費)

第2条 この規程における学費とは、学則第35条で定める別表第3の学費種別のうち、入学金及び授業料等(学費種別の授業料、施設設備費、実験実習費、演習実習費をいう。)をいう。

2 授業料等はこれを二分割し、半額をⅠ期授業料等、他の半額をⅡ期授業料等という。

### (納入期限)

第3条 Ⅰ期授業料等は5月10日までに、Ⅱ期授業料等は10月10日までに納入しなければならない。

### (入学時の納入期限)

第4条 前条の規定にかかわらず、入学の許可を得ようとする者の学費は、所定の入学手続締切日までに納入しなければならない。

### (納入方法)

第5条 学費の納入方法は、原則として銀行振込みとする。

2 Ⅰ期・Ⅱ期授業料等は、原則として各々一括して納入しなければならない。延納を許可されたときにおいても同様とする。

### (延納許可)

第6条 授業料等の延納を希望する者があるときは、次の各号の一に該当する者に限り許可することがある。

- 1 授業料等支弁者が、死亡または不慮の災害等により支払いが困難であると認められる者
- 2 その他やむを得ない事由があると認められる者

### (延納の手續)

第7条 授業料等の延納を希望するときは、原則として第3条に定める納入期限までに、所定の「授業料等延納願い」により願い出なければならない。

2 前項により願い出るとき、延納の事由を明らかにする証明書等の提出を求めることがある。

### (延納納入期限)

第8条 授業料等の延納納入日は、原則として、Ⅰ期授業料等においては7月20日、Ⅱ期授業料等においては翌年1月10日を超えることができない。

### (延納許可の取消)

第9条 授業料等の延納を許可された者の願い出が虚偽であることが明らかになったときは、延納の許可を取り消す。

### (滞納の起算日)

第10条 学則第22条第五号に定める授業料等滞納期間の起算日は、Ⅰ期・Ⅱ期授業料等の各納入期限の翌日、延納が許可されたときは第8条に定める各延納納入期限の翌日、休学者が復学するときは復学する日を起算日とする。

第11条 削除

### (復籍)

第12条 学則第22条第五号に基づき除籍された者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。

2 復籍願い出の期限は、原則として除籍後15日以内とする。

3 復籍を願い出るときは、所定の「復籍願い」を提出し、滞納分の授業料等を納入しなければならない。

#### (休学者の学費)

第13条 休学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された者の授業料等は、学年の始めから終りまでの期間に対する休学期間の割合に応じて按分し、休学期間に相当する授業料等は、これを免除する。
- 3 休学者が復学するとき、所定の授業料等を納入しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、入学手続き時に納入した学費については、これを免除しない。

#### (年度途中卒業等)

第14条 年度途中で卒業、退学または転学する者は、Ⅰ期授業料等またはⅡ期授業料等を完納していなければならない。

- 2 退学または転学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

#### (既納の学費)

第15条 既に納入した学費は、別に定めるときを除いて、事情の如何にかかわらず返戻しない。

#### (所定の修業年限を超える学生の授業料等)

第16条 所定の修業年限の授業料等を納入した学部学生が3学年以上に在学している場合、授業料等の5割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は8年を超えることはできない。

- 2 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士前期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の3割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は4年を超えることはできない。
- 3 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士後期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の1割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は6年を超えることはできない。

#### (事務の取扱い)

第17条 この規程に定めのない事項及びこの規程の運用にあたって特別な事項は、理事長が定める。

#### (改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 7.4 八戸工業大学学生心得

改正 令和7年1月16日 学生委員会

#### (目 的)

第1条 この学生心得は、本学学生の遵守すべき事項を定めることを目的とする。

#### (規則の遵守)

第2条 学生は、学則はもとより、その他の本学で定める規則等を遵守し、学生の本分を守るよう努めなければならない。

#### (学 生 証)

第3条 学生は入学の際、学生証の交付を受けて常時これを携帯しなければならない。

- 2 学生証の有効期間は発行日から原則4年間とする。
- 3 学生証を持たないで、教室、研究室および図書館等に入ることができない。携帯しないときは退場を命ずることがある。
- 4 学生証は、本学教員その他しかるべき者の要請があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第4条 学生証を汚損または紛失したときは、ただちに本学所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て、再交付を受けなければならない。この場合の有効期間は再発行の日から通常の修業年限終了までとする。

第5条 学生証は、卒業、転学、転学科、退学、除籍により学籍を離れたとき、または有効期間を経過したときは、ただちに教育・学生支援部教務・学生支援チームに返却しなければならない。なお、有効期間を超えて在籍するときは、更新の手続きを行わなければならない。

**(欠席・忌引および遅刻早退の届出)**

第6条 3日以上欠席するときは本学所定の様式により、必ずその理由を明記し保証人と連署して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

ただし、7日以上欠席するときは必ず証明書を添付することを要する。

2 学友会活動、課外活動等による特別欠席の場合は、所定用紙に記入し、代表学生および顧問の署名押印のうえ、その活動の3日前までに教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。

3 忌引の場合は前項に準じて本学所定の忌引届を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

4 遅刻・早退は必ず教科担任へ口頭もしくは書面で届け出るものとする。

**(諸変更届)**

第7条 氏名、本籍および宿所(住所)を変更したときは、そのつど本学所定の様式により遅滞なく教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

第8条 保証人の変更および保証人が氏名または住所を変更した場合は、そのつど速やかに本学所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

**(諸願)**

第9条 休学、再休学、復学、退学、転学、または転学科を希望する場合は、本学所定の様式により保証人連署のうえ願いで学長の許可を受けなければならない。

**(受講)**

第10条 学生は教場においては静粛を旨とし雑談、その他粗暴の挙動があってはならない。

2 授業中に退席することはできない。

やむを得ない事由があつて退席するときは、教員の許可を受けなければならない。

**(服装、校舎への出入、喫煙等)**

第11条 服装は良識により、清潔端正で品位を保ち異様なものはまとわないこと。

2 校舎への出入りは所定の出入口を利用すること。

3 構地内および学内の危険立入禁止場所には立ち入らないこと。

4 指定の場所以外で喫煙しないこと。

5 満20才未満の者の飲酒、喫煙は法により禁じられている。

**(定期健康診断)**

第12条 学生は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により、毎年本学で行う健康診断を必ず受けなければならない。

2 疾病その他正当の理由により前項の健康診断を受けることができないときは、その事由を付して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

**(学園の秩序維持)**

第13条 学生は学園にふさわしい環境を整えることに協力し、学園の秩序を乱すような行動をしてはならない。

**(事故発生時)**

第14条 火災、盗難には特に注意し、事故発生の際は総務部総務・学事チームに急報するとともに消火、防止に努めること。

附則の一部を省略している。

附 則 この心得は、令和 6年 4月 1日より施行する。

## 7.5 八戸工業大学履修規程

制定 平成14年2月21日 教授会

改正 令和8年1月29日 教授会

### (趣旨)

第1条 この規程は、八戸工業大学学則に規定するものの他、授業科目の履修について必要な事項を定める。

### (学科、コース及びプログラムの履修等)

第2条 授業科目(以下「科目」という。)及び単位数は、学則別表第1に定めるとおりとする。

2 学則第23条第3項に規定する工学科の各コースの修了要件として、履修プログラムを次のとおり定める。

学部	学科	コース	履修プログラム
工学部	工学科	機械工学	機械工学 機械工学総合 自動車工学
		電気電子通信工学	電気電子通信工学
		システム情報工学	システム情報工学
		生命環境科学	生命環境科学
		建築・土木工学	建築学 土木工学

- 一 コースは入学時に選択し、2年進級時に決定とする。なお、コースの状況により受入人数を調整することがある。
- 二 教育上必要と認められる場合は、3年進級時のコース変更を許可することがある。
- 三 学生は、いずれかのコースを修了するために、別表1に定める要件を満足するよう履修しなければならない。
- 3 学生は、感性デザイン学科を卒業するために、別表2に定める要件を満足するよう履修しなければならない。
- 4 学則第23条第4項に規定する分野横断型のプログラムとして、発展プログラム、数理・データサイエンス・AI教育プログラム、カーボンニュートラル教育プログラム及び特別養成プログラムを次のとおり定める。各プログラムの履修科目等は別表3に定めるとおりとする。

学部	学科	コース	発展プログラム	数理・データサイエンス・AI教育プログラム	カーボンニュートラル教育プログラム	特別養成プログラム
工学部	工学科	機械工学	原子力工学 ロボット工学	リテラシーレベル	リテラシーレベル	スーパーエンジニア養成
		電気電子通信工学				
		システム情報工学	海洋学(海洋生態)	応用基礎レベル	応用基礎レベル	
		生命環境科学	海洋学(海洋土木)			
建築・土木工学	—	—	—	地域活性化リーダー養成		

### (履修登録と履修)

第3条 科目の履修にあたっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録の時期は、学年の初めとし、所定の期間をすぎでの履修登録は原則として認めない。
- 3 履修登録しない科目は、受講しても単位は与えない。
- 4 上位学年次に配置される科目は、履修登録することはできない。ただし、科目担当教員の判断により、留年した学生に限り履修登録を認める場合がある。
- 5 第8条第4項の受講免除科目を除き、同一時限に行われる科目を2科目以上重複して履修登録することはできない。
- 6 履修登録の有効期限は、当該年度限りとする。
- 7 欠席した授業については、学生自身が自学自習によって補うことを原則とする。ただし、科目担当教員の判断により、課題・補習等を課す場合がある。

**(履修登録の修正)**

第4条 履修登録科目の修正は、各学期の所定の期間において行うことができる。

**(履修登録単位数の上限)**

第5条 当該年度において履修登録することができる単位数の上限は、前期開講科目24単位以内、後期開講科目24単位以内、かつ年間合計44単位までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
  - 一 前学年の年度GPAが2.8以上の学生は、前期開講科目28単位以内、後期開講科目28単位以内、かつ年間合計48単位まで履修登録できる。
  - 二 学科長が特に必要と認める学生にあっては、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
- 3 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位数に算入するものとする。
- 4 次の各号の授業科目の単位は、履修登録することができる単位数の上限には含まれない。
  - 一 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ、キャリアデザインⅢ
  - 二 集中講義科目
  - 三 進級要件・卒業要件に算入されない科目(教職関連科目、リメディアル科目等)
  - 四 学則別表第1に定める特別専攻科目
  - 五 受講免除科目
  - 六 認定科目
  - 七 長期休業期間に開講される科目

**(履修の制限)**

第6条 授業内容、施設等の状況、習熟度によって、履修を制限することがある。

- 2 第2条第4項に定める分野横断型のプログラムによっては、対象学科又はコース以外の学生の履修を制限することがある。

**(成績の評価と単位の修得)**

第7条 成績の評価は科目担当教員が行い、評価は次のとおりとする。

評価	評価の点数	可否
S	90点以上～100点	合格
A	80点以上～90点未満	
B	70点以上～80点未満	
C	60点以上～70点未満	
D	60点未満	不合格

- 2 単位の修得は、上表の合格の場合に認定される。ただし、学費等の未納期間の単位は認定されない。

#### (再履修登録)

第8条 単位が認定されなかった科目(以下「再履修科目」という。)は次の年度以降に履修することができる。

- 1 必修科目を指定の年次に修得できなかったときは、その科目を他に優先して履修しなければならない。
- 2 単位が認定された科目は、再び履修登録することができない。
- 3 再履修科目の履修登録にあたり、科目担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

#### (他学部・他学科科目の履修)

第9条 所属学科以外の科目(講義科目)を履修したいときは、所定の手続きを経て10単位を限度として進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができる。

#### (単位互換科目の履修)

第10条 単位互換協定を締結した他大学において開講される科目を履修したいときは、所定の手続きを経て30単位を限度として進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができる。ただし、1学年の履修は認めない。

#### (成績の通知)

第11条 成績は、所定の学業成績通知書をもって本人および保護者に通知する。

- 1 学業成績通知書には、評価をS、A、B、C、Dで記載し、あわせてGPA(Grade Point Average)を記載する。
- 2 GPAの取り扱いについては別に定める。

#### (定期試験)

第12条 定期試験は年2回各学期末の一定期間に行う。

- 1 試験の時間割は試験実施の2週間前に公表する。
- 2 試験は原則として筆答によるが、平常の成績のほか、レポート、口答および実技をもって試験に代えることができる。

#### (追試験)

第13条 学生に病気、その他やむを得ぬ事情が生じて、定期試験を受けられないときは追試験の機会を与える。

- 1 追試験受験の可否の判定は学生の願い出(医師の診断書、保証人の証明書など添付)にもとづき科目担当教員が行う。
- 2 追試験を受けようとする者は、追試験時までに追試験受験手続きを行わなければならない。追試験料は別表4のとおりとする。

#### (再試験)

第14条 定期試験、追試験に合格できなかった者に対して、再試験の機会を与えることがある。

- 1 再試験の受験資格は、科目担当教員の認定による。
- 2 再試験を受けようとする者は、再試験時までに再試験受験手続きを行わなければならない。再試験料は別表4のとおりとする。
- 3 再試験の成績は、定期試験と同等またはそれ以上の基準で評価する。

#### (受験資格)

第15条 定期試験の受験資格は次の要件を満たした者に与える。

- 1 当該科目の履修登録をしていること。
- 2 原則として、出席時数が授業時数の3分の2以上であること。ただし、実験、実習、演習および実技科目については、これ以上の出席時数を必要とする場合がある。
- 3 教授会において特に失格条件がないことを認められていること。ただし、二の号に関して考慮すべき事情のある学生は科目担当教員に届け出て、科目担当教員が受験資格の有無を判定する。

#### (進級要件)

第16条 各学年において上位の学年に進級するためには、別表5の要件を満たしていなければならない。

**(受験の心得)**

第17条 学生は学生証を持参し、指示する座席につき厳正に受験しなければならない。なお、学生証を携帯していない場合は、受験票(学生証不携帯)の交付を受けて受験しなければならない。受験票(学生証不携帯)の交付手数料は別表4のとおりとする。

- 2 原則として、試験開始20分後の入場を認めない。また、試験開始後30分以上経過するまで退場を認めない。
- 3 試験は監督教員の指示で行われる。試験に際し、不正行為を行った学生には学則第57条により懲戒を行う。かつ、その学期に受験した科目はすべて零点とする。
- 4 実験、実習、製図および実技科目については、開講学年において単位を修得することを原則とし、修得できない場合は以後の履修科目を制限することがある。

**(規程の改廃)**

第18条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

**附 則**

1. この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。
2. 令和4年度以前に入学した学生については従前の規定を適用する。
3. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)は、令和8年度入学生より適用する。

別表1

工学部 工学科 機械工学コース(機械工学プログラム、機械工学総合プログラム、自動車工学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	機械工学コース				年次および通時間数									
				機械工学プログラム	機械工学総合プログラム	自動車工学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年			
								前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	○	○	左記の科目から5単位	1	1								
		キャリアデザインⅡ	1	○	○	○				1	1						
		キャリアデザインⅢ	1	○	○	○							1	1			
		職業倫理	2	○	○	○							2	2			
総合 教養 科目	人間科学	心理学	2				左記の科目 から6単位以上			2							
		哲学	2								2						
		文学	2									2					
		日本国憲法	2											2			
		歴史	2												2		
		経済学	2													2	
		知的財産論	2												2		
	国際コミュニケーション	日本語表現法	2	○			左記の科目 から8単位以上	2			2						
		実践日本語表現	2	○							2						
		異文化コミュニケーション	2													2	
		総合英語	2					左記の科目 から18単位 以上	2								
		実践英語	2						2								
		教養英語	2						2								
		英語会話	2						2								
		英語表現	2						2								
		Global English	2						2				2				
		English Communication	2						2				2				
	English Reading	2				2					2						
	Technical English	2				2					2						
	中国語	中国語Ⅰ	2				2										
中国語Ⅱ		2				2			2								
中国語Ⅲ		2							2								
体育科学	体育学	1					2										
	生進スポーツ演習	1					2		2								
	スポーツ健康学	1							2								
総合学際	主題別セミナーⅠ	1					2			2							
	主題別セミナーⅡ	1					2										
	海外研修	1					2										
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2	○	○	○	左記の科目から2単位以上	2										
	データアナリティクスⅠ	2								2							
	データアナリティクスⅡ	2										2					
共創教育科目	工学概論	2	○	○	○	左記の科目から4単位以上	2										
	デザインと技術	2	○	○	○		2										
	北東北八戸の地域学	2	○				2										
	共創デザイン演習	2											2				
	カーボンニュートラル入門	2						2									
工学基礎科目	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1								2							
	カーボンニュートラル概論Ⅱ	1								2							
	微分積分	2	○	○	○	左記の科目から14単位以上	2										
	線形代数	2	○	○	○		2										
	確率・統計	2	○								2						
	基礎物理学Ⅰ	2	○				2										
	基礎物理学Ⅱ	2	○				2					2					
	応用物理学概論	2										2					
	物理学実験	2	○														
	基礎化学Ⅰ	2					2										
	基礎化学Ⅱ	2					2				2						
	化学実験	2					2					4					
	生命科学	2					2										
小計		95						39	23	21	13	9	3	2	0		

[○]印は履修プログラムの必修科目



別表1

## 工学部 工学科 電気電子通信工学コース(電気電子通信工学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	電気電子通信工学コース		年次および週時間数															
				電気電子通信工学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年									
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	左記の科目から5単位	1	1														
		キャリアデザインⅡ	1	○				1	1												
		キャリアデザインⅢ	1	○						1	1										
		職業倫理	2	○						2											
総合 教養 科目	人間科学	心理学	2		左記の科目 から6単位以 上			2													
		哲学	2						2												
		文学	2							2											
		日本国憲法	2									2									
		歴史	2																		
		経済学	2					2													
	国際コミュニケーション	知的財産論	2								2										
		日本語表現法	2				2														
		実践日本語表現	2						2												
		異文化コミュニケーション	2															2			
		総合英語	2			左記の科目 から8単位以 上	左記の科目 から18単位 以上	2													
		実践英語	2																		
		教養英語	2																		
		英語会話	2																		
		英語表現	2																		
		Global English	2									2									
	英語科目から4単位以上	English Communication	2							2											
		English Reading	2							2											
		Technical English	2							2											
中国語Ⅰ		2					2														
中国語Ⅱ	中国語Ⅱ	2					2														
	中国語Ⅲ	2							2												
	中国語Ⅲ	2								2											
体育科学	体育学	1					2														
	生涯スポーツ演習	1						2													
	スポーツ健康学	1							2												
総合学際	主題別ゼミナールⅠ	1						2													
	主題別ゼミナールⅡ	1								2											
	海外研修	1							2												
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2	○	左記の科目から2単位以上			2														
	データアナリティクスⅠ	2								2											
	データアナリティクスⅡ	2										2									
共創教育科目	工学概論	2	○	左記の科目から4単位以上			2														
	デザインと技術	2	○					2													
	北東北八戸の地域学	2							2												
	共創デザイン演習	2										2									
	カーボンニュートラル入門	2								2											
	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1									2										
工学基礎科目	カーボンニュートラル概論Ⅱ	1									2										
	微分積分	2	○	左記の科目から14単位以上			2														
	線形代数	2	○				2														
	確率・統計	2							2												
	基礎物理学Ⅰ	2	○				2														
	基礎物理学Ⅱ	2	○					2													
	応用物理学概論	2										2									
	物理学実験	2								4											
	基礎化学Ⅰ	2								2											
	基礎化学Ⅱ	2									2										
化学実験	2									4											
生命科学	2									2											
小計			95				39	23	21	13	9	3	2	0							

[○]印は履修プログラムの必修科目



別表1

工学部 工学科 システム情報工学コース(システム情報工学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	システム情報工学コース		年次および週時間数																
				システム情報工学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年										
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	左記の科目から5単位	1	1															
		キャリアデザインⅡ	1	○				1	1													
		キャリアデザインⅢ	1	○						1	1											
		職業倫理	2	○							2											
総合 教養 科目	人間科学	心理学	2		左記の科目 から6単位以 上			2														
		哲学	2						2													
		文学	2							2												
		日本国憲法	2									2										
		歴史	2												2							
		経済学	2					2														
		知的財産論	2								2											
	国際コミュニケーション	日本語表現法	日本語表現法	2		左記の科目 から8単位以 上	左記の科目 から18単位 以上	2														
			実践日本語表現	2						2												
			異文化コミュニケーション	2																2		
		総合英語	総合英語	2							2											
			実践英語	2							2											
			教養英語	2							2											
			英語会話	2							2											
			英語表現	2							2											
			Global English	2									2									
			English Communication	2									2									
	中国語Ⅰ	English Reading	2							2												
		Technical English	2							2												
		中国語Ⅰ	2					2														
中国語Ⅱ	中国語Ⅱ	2						2														
	中国語Ⅱ	2							2													
	中国語Ⅲ	2								2												
体育科学	体育学	1					2															
	生涯スポーツ演習	1						2														
	スポーツ健康学	1							2													
総合学際	主題別ゼミナールⅠ	1						2														
	主題別ゼミナールⅡ	1								2												
	海外研修	1						2														
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2	○	左記の科目から2単位以上			2															
	データアナリティクスⅠ	2								2												
	データアナリティクスⅡ	2										2										
共創教育科目	工学概論	2	○	左記の科目から4単位以上			2															
	デザインと技術	2	○					2														
	北東北八戸の地域学	2							2													
	共創デザイン演習	2										2										
	カーボンニュートラル入門	2								2												
	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1									2											
工学基礎科目	カーボンニュートラル概論Ⅱ	1									2											
	微分積分	微分積分	2	○	左記の科目から14単位以上			2														
		線形代数	2	○				2														
	確率・統計	2								2												
	基礎物理学Ⅰ	基礎物理学Ⅰ	2						2													
		基礎物理学Ⅱ	2							2												
	応用物理学概論	2										2										
	物理学実験	2											2									
	基礎化学Ⅰ	基礎化学Ⅰ	2						2													
		基礎化学Ⅱ	2							2												
化学実験	2									4												
生命科学	2									2												
小計		95				39	23	21	13	9	3	2	0									

[○]印は履修プログラムの必修科目



別表1

工学部 工学科 生命環境科学コース(生命環境科学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	生命環境科学コース		年次および週時間数														
				生命環境科学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年								
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	左記の科目から5単位	1	1													
		キャリアデザインⅡ	1	○				1	1											
		キャリアデザインⅢ	1	○							1	1								
		職業倫理	2	○								2								
総合 教養 科目	人間科学	心理学	2		左記の科目 から6単位以上				2											
		哲学	2							2										
		文学	2								2									
		日本国憲法	2												2					
		歴史	2																	
		経済学	2						2											
		知的財産論	2											2						
		国際コミュニケーション	2				左記の科目 から8単位以上 英語科目か ら4単位以上	2												2
	日本語表現法	2																		
	実践日本語表現	2							2											
	農文化コミュニケーション	2																		
	総合英語	2				2														
	実践英語	2				2														
	教養英語	2				2														
	英語会話	2				2														
	英語表現	2				2														
	Global English	2								2										
	English Communication	2								2										
	English Reading	2								2										
	Technical English	2							2											
中国語Ⅰ	2				2															
中国語Ⅱ	2					2														
中国語Ⅲ	2						2													
体育科学	体育学	1				2														
	生涯スポーツ演習	1					2													
	スポーツ健康学	1						2												
総合学際	主題別ゼミナールⅠ	1						2												
	主題別ゼミナールⅡ	1								2										
	海外研修	1						2												
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2	○	左記の科目から2単位以上				2												
	データアナリティクスⅠ	2									2									
	データアナリティクスⅡ	2											2							
共創教育科目	工学概論	2	○	左記の科目から4単位以上		2														
	デザインと技術	2	○																	
	北東北八戸の地域学	2						2												
	共創デザイン演習	2											2							
	カーボンニュートラル入門	2							2											
	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1									2									
工学基礎科目	カーボンニュートラル概論Ⅱ	1									2									
	微分積分	2	○	左記の科目から14単位以上		2														
	線形代数	2					2													
	確率・統計	2							2											
	基礎物理学Ⅰ	2					2													
	基礎物理学Ⅱ	2						2												
	応用物理学概論	2										2								
	物理学実験	2								4										
	基礎化学Ⅰ	2	○				2													
	基礎化学Ⅱ	2	○					2												
化学実験	2	○						4												
生命科学	2	○						2												
小計			95			39	23	21	13	9	3	2	0							

[○]印は履修プログラムの必修科目

別表1

## 工学部 工学科 生命環境科学コース(生命環境科学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	生命環境科学コース		年次および週時間数														
				生命環境科学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年								
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
生命環境科学 専門科目	専門基礎	基礎情報科学L	2	○	左記の科目から70 単位以上	2														
		生命環境科学概論	2	○		2														
		生命環境科学導入デザイン	2	○			2													
		バイオテクノロジー	2	○																
		無機化学	2						2											
		生化学	2	○						2										
		物理化学	2	○							2									
		分析化学	2	○								2								
		有機化学	2									2								
		環境化学量論	2	○								2								
化学工学	2	○								2										
生命科学		微生物学	2	○			2													
		微生物工学	2					2												
		分子遺伝学	2	○						2										
		遺伝子工学	2									2								
		環境生物学	2										2							
		酵素工学	2											2						
		生理学	2												2					
食品科学		生物有機化学	2						2											
		食品分析学	2										2							
		食品製造学	2											2						
		食品工学	2											2						
		食品化学	2											2						
		食品衛生学	2												2					
		公衆衛生学	2													2				
		品質管理	2																	
環境工学		計測制御工学	2											2						
		リサイクル工学	2												2					
		グリーンケミストリー	2	○																
		環境影響評価論	2												2					
		機器分析	2									2								
		環境汚染物質分析学	2										2							
実験・実習・ 研究等		生命環境科学基礎演習Ⅰ	2	○				2												
		生命環境科学基礎演習Ⅱ	2	○					2											
		生命環境科学演習Ⅰ	2	○							2									
		生命環境科学演習Ⅱ	2	○									2							
		生命環境科学基礎実験	1	○					3											
		生命環境科学実験Ⅰ	1	○							3									
		生命環境科学実験Ⅱ	1	○									3							
		生命環境プロセス実習Ⅰ	1	○						2										
		生命環境プロセス実習Ⅱ	1	○											2					
		インターンシップL	1													2				
		生命環境科学セミナー	1	○														2		
		卒業研究L	6	○													9		9	
工学 発展 科目	海洋学 (海洋生態)	海洋学の基礎と未来	2					2												
		海洋生物学	2						2											
		臨海実習	2							2										
		海洋生態学	2								2									
小計			93					6	8	19	16	23	21	13	9					
総計			188					45	31	40	29	32	24	15	9					

[○]印は履修プログラムの必修科目

別表1

工学部 工学科 建築・土木工学コース(建築学プログラム、土木工学プログラム) 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	建築・土木工学コース			年次および週時間数														
				建築学プログラム	土木工学プログラム	修了に必要な 修得単位数	1年		2年		3年		4年								
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	○	左記の科目から5単位	1	1													
		キャリアデザインⅡ	1	○	○				1	1											
		キャリアデザインⅢ	1	○	○						1	1									
総合 教養 科目	人間科学	職業倫理	2	○	○	左記の科目 から6単位以 上															
		心理学	2						2												
		哲学	2								2										
		文学	2								2										
		日本国憲法	2											2							
		歴史	2													2					
		経済学	2						2												
	知的財産論	2										2									
	国際コミュニケーション	日本語表現Ⅰ	2			左記の科目 から8単位以 上  英語科目か ら4単位以上	左記の科目 から18単位 以上	2													
		実践日本語表現	2							2											
		異文化コミュニケーション	2																	2	
		総合英語	2							2											
		実践英語	2							2											
		教養英語	2							2											
		英語会話	2							2											
		英語表現	2							2											
		Global English	2									2									
		English Communication	2									2									
	English Reading	2							2												
	Technical English	2							2												
中国語Ⅰ	中国語Ⅰ	2					2														
	中国語Ⅱ	2						2													
	中国語Ⅲ	2							2												
体育科学	体育学	1					2														
	生涯スポーツ演習	1						2													
	スポーツ健康学	1							2												
総合学際	主題別ゼミナールⅠ	1						2			2										
	主題別ゼミナールⅡ	1						2													
	海外研修	1						2													
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2		○	○	左記の科目から2単位以上	2														
	データアナリティクスⅠ	2									2										
	データアナリティクスⅡ	2										2									
共創教育科目	工学概論	2	○	○	左記の科目から4単位以上	2															
	デザインと技術	2	○	○				2													
	北東北八戸の地域学	2																			
	共創デザイン演習	2												2							
	カーボンニュートラル入門	2								2											
工学基礎科目	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1								2											
	カーボンニュートラル概論Ⅱ	1									2										
	微分積分	2	○	○	左記の科目から14単位以 上  物理学実験、化学実験の いずれかを修得	2															
	線形代数	2	○	○			2														
	確率・統計	2								2											
	基礎物理学Ⅰ	2					2														
	基礎物理学Ⅱ	2						2													
	応用物理学概論	2									2										
	物理学実験	2					4														
	基礎化学Ⅰ	2					2														
基礎化学Ⅱ	2						2														
化学実験	2					4															
生命科学	2				2																
小計		95				39	23	21	13	9	3	2	0								

[○]印は履修プログラムの必修科目



別表2

## 感性デザイン学部 感性デザイン学科 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	卒業に必要な 修得単位数		年次および週時間数												
						1年		2年		3年		4年						
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ	1	○	左記の科目から5単位	1	1											
		キャリアデザインⅡ	1	○				1	1									
		キャリアデザインⅢ	1	○							1	1						
		職業倫理	2	○														
総合 教養 科目	人間科学	心理学	2		左記の科目 から8単位以上 英語科目か ら4単位以上			2										
		哲学	2						2									
		文学	2							2								
		日本国憲法	2									2						
		歴史	2															
		経済学	2					2	2									
		知的財産論	2									2						
	国際コミュニケーション	日本語表現法	2					2										
		実践日本語表現	2							2								
		異文化コミュニケーション	2														2	
		総合英語	2					2										
		実践英語	2					2										
		教養英語	2					2										
		英語会話	2					2										
		英語表現	2					2										
		Global English	2							2								
		English Communication	2							2								
	English Reading	2							2									
	Technical English	2							2									
	中国語	中国語Ⅰ	2					2										
中国語Ⅱ		2					2											
中国語Ⅲ		2						2										
体育科学	体育学	1				2												
	生涯スポーツ演習	1					2											
	スポーツ健康学	1						2										
総合学際	主題別ゼミナールⅠ	1					2			2								
	主題別ゼミナールⅡ	1																
	海外研修	1						2										
AI・データサイエンス科目	AI・データサイエンス入門	2	○	左記の科目から2単位以上		2												
	データアナリティクスⅠ	2							2									
	データアナリティクスⅡ	2									2							
共創教育科目	デザインと技術	2	○	左記の科目から2単位以上		2												
	北東北八戸の地域学	2							2									
	共創デザイン演習	2										2						
	カーボンニュートラル入門	2							2									
	カーボンニュートラル概論Ⅰ	1								2								
カーボンニュートラル概論Ⅱ	1								2									
小計			71			21	17	19	11	9	3	2	0					

[○]印は感性デザイン学科の必修科目

別表2

## 感性デザイン学部 感性デザイン学科 履修表

令和5年度入学生より適用

区分	分野	授業科目	単位数	卒業に必要な 修得単位数	年次および週時間数																
					1年		2年		3年		4年										
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
感性 デザ イン 専門 科目	デザイン基礎	感性デザイン学概論	1	○																	
		デザイン思考	1	○																	
		図学	2	○																	
		美術史	2	○																	
		デザイン史	2	○																	
		ユニバーサルデザイン	2	○			2		2												
		フィールドワーク基礎	1	○																	
		製図	2	○																	
		デッサン	2	○																	
		色彩学	2	○																	
		表現技法	2	○			2		2												
		写真技術実習	1	○																	
		映像制作実習	1	○																	
		工芸実習	2	○																	
	製造工作実習	1	○																		
	情報技術	コンピュータ基礎演習	2	○																	
		アカデミックライティング	2	○																	
		プレゼンテーション	2	○																	
		CAD演習Ⅰ	2	○																	
		CAD演習Ⅱ	2	○																	
情報メディア論		2	○																		
感性 デザ イン 応用	デザイン応用	ビジュアルデザイン論	2																		
		タイポグラフィ	2																		
		イラストレーションⅠ	2																		
		イラストレーションⅡ	2																		
		Webデザイン	2																		
		広告デザイン	2																		
		絵画Ⅰ	2																		
		絵画Ⅱ	2																		
		彫刻	2																		
		工芸学	2																		
		プロトタイピング	2																		
		プロダクトデザイン	2																		
		インテリアデザイン	2																		
		音と光デザイン	2																		
	住環境デザイン	2																			
	地域文化論	2																			
	地域コミュニティ論	2																			
	ビジュアルデザイン演習	2																			
	共生社会デザイン	2																			
	メディア表現論	2																			
芸術批評	2																				
デザイン実践	企画構想演習	2																			
	アートプロジェクト	2																			
	インターメディア造形演習Ⅰ	2																			
	インターメディア造形演習Ⅱ	2																			
	フィールドワーク演習	1																			
地域デザインプロジェクト	1																				
総合演習	感性デザイン総合演習Ⅰ	2																			
	感性デザイン総合演習Ⅱ	2																			
	感性デザイン総合演習Ⅲ	2																			
	感性デザイン応用演習	2																			
	感性デザイン特別演習	1																			
	インターシッパ	1																			
卒業研究	6	○																			
小計			104																		
総計			175																		
					18	20	26	24	24	18	13	9	9								
					39	37	45	35	33	21	15	9									

[○]印は感性デザイン学科の必修科目

別表3

## 原子力工学プログラム 履修表

令和4年度入学生より適用

授業科目	単位数	工学科			摘要
		機械工学コース	電気電子通信工学コース	システム情報工学コース	
原子力エネルギー	2	○	○	○	左記の科目から8単位を修得すること
放射線の利用	2	○	○	○	
原子力体感研修	2	○	○	○	
原子燃料サイクル・安全工学	2	○	○	○	

[○]印は原子力工学プログラムの必修科目

注1: 原子力工学プログラムの修了要件は各所属コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

注2: 上表に定めるコース以外に所属する学生が要件を満たした場合でもプログラム修了は認めない。

別表3

## ロボット工学プログラム 履修表

令和4年度入学生より適用

授業科目	開講コース	単位数	工学科			摘要
			機械工学コース	電気電子通信工学コース	システム情報工学コース	
ロボット工学概論	共通	2	○	○	○	左記の科目から必修科目を含めて7単位以上を修得すること
ロボット工学実習		2	○	○	○	
計測工学		2	△	△	△	
論理回路		2	△	△	△	
制御工学		2	△	△	△	
メカトロニクス基礎	機械工学コース	2		△	△	
基礎設計工学		2		△	△	
応用設計工学		2		△	△	
センサー応用工学	電気電子通信工学コース	2	△		△	
情報メディア工学		2	△		△	
知識工学	システム情報工学コース	2	△	△		
ロボット工学		2	△	△		
デジタル信号処理		2	△	△		
プログラム設計		2	△	△		

[○]印はロボット工学プログラムの必修科目

[△]印はロボット工学プログラムの選択科目

注1: ロボット工学プログラムの修了要件は各所属コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

注2: 上表に定めるコース以外に所属する学生が要件を満たした場合でもプログラム修了は認めない。

別表3

## 海洋学プログラム 履修表

令和4年度入学生より適用

授業科目	単位数	工学科		摘要
		海洋学(海洋生態)	海洋学(海洋土木)	
		生命環境科学コース	建築・土木工学コース (土木工学プログラム)	
海洋学の基礎と未来	2	○	○	左記の科目から 海洋学(海洋生態)は8単位以上、 海洋学(海洋土木)は7単位以上 を修得すること
リモートセンシング概論	1	△	△	
海洋生物学	2	○		
臨海実習	2	○		
海洋生態学	2	○		
海洋土木Ⅰ	2		○	
海洋土木Ⅱ	2		○	
インターシップD	1		△	

[○]印は海洋学プログラムの必修科目

[△]印は海洋学プログラムの選択科目

注1:海洋学プログラムの修了要件は各所属コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

注2:上表に定めるコース以外に所属する学生が要件を満たした場合でもプログラム修了は認めない。

別表3

## 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル) 履修表

令和4年度入学生より適用

授業科目	単位数	基礎科目群	展開科目群	摘要
微分積分	2	△		左記科目から2単位以上を修得 すること
AI・データサイエンス入門	2	○		
線形代数	2	△		
確率・統計	2	△		
データアナリティクスⅠ	2		△	
データアナリティクスⅡ	2		△	

[○]印は数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)の必修科目

[△]印は数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)の選択科目

注1:数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)の修了要件は各所属学科・コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

別表3

## 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル) 履修表

令和8年度入学生より適用

授業科目	単位数	基礎科目群	展開科目群	摘要
微分積分	2	○		左記科目から12単位を修得する こと
AI・データサイエンス入門	2	○		
線形代数	2	○		
確率・統計	2	○		
データアナリティクスⅠ	2		○	
データアナリティクスⅡ	2		○	

[○]印は数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の必修科目

注1:数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の修了要件は各所属学科・コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

別表3

## カーボンニュートラル教育プログラム(リテラシーレベル) 履修表

令和5年度入学生より適用

授業科目	開講コース	単位数	基礎科目群	展開科目群	応用基礎科目群	摘要
カーボンニュートラル入門	共通	2	◎			左記科目から2単位以上を修得すること
カーボンニュートラル概論Ⅰ		1		○		
カーボンニュートラル概論Ⅱ		1			○	

## カーボンニュートラル教育プログラム(応用基礎レベル) 履修表

令和5年度入学生より適用

授業科目	開講コース	単位数	基礎科目群	展開科目群	応用基礎科目群	摘要
カーボンニュートラル入門	共通	2	◎			左記科目から8単位以上を修得すること
カーボンニュートラル概論Ⅰ		1		◎		
カーボンニュートラル概論Ⅱ		1			◎	
伝熱工学	機械工学コース	2			○	
電力発生工学	電気電子通信	2			○	
電気利用工学	工学コース	2			○	
グリーンケミストリー	生命環境科学コース	2			○	
地球環境論	建築・土木工学コース	2			○	

[◎]印はカーボンニュートラル教育プログラムの必修科目

[○]印はカーボンニュートラル教育プログラムの選択科目

注1:カーボンニュートラル教育プログラムの修了要件は各所属学科・コースの卒業要件と本履修表を満たすこと。

別表3

## 特別養成プログラム 履修表

工学部 工学科:スーパーエンジニア養成プログラム

感性デザイン学部 感性デザイン学科:地域活性化リーダー養成プログラム

令和4年度入学生より適用

授業科目	単位数	工学科					感性デザイン学科	開講年次	週時間数
		機械工学コース	電気電子通信工学コース	システム情報工学コース	生命環境科学コース	建築・土木工学コース			
解析Ⅰ	2	○	○	○	○	○		2年・前期	2
解析Ⅱ	2	○	○	○	○	○		2年・後期	2
特別専攻プロジェクトⅠ	2	○	○	○	○	○	○	2年・通年	1
特別専攻プロジェクトⅡ	2	○	○	○	○	○	○	3年・通年	1
特別専攻ゼミナールⅠ	2	○	○	○	○	○	○	3年・後期	2
特別専攻ゼミナールⅡ	2	○	○	○	○	○	○	3年・通年	1
地域デザインプロジェクト	1						○	4年・前期	2
共生社会デザイン	2						○	4年・前期	2

[○]印は特別養成プログラムの必修科目

注1:特別養成プログラムは学士・修士・貫教育として実施される。学士課程においては各所属学科・コースの卒業要件に加えて本履修表を満たすこと。

別表4

追 試 験	1科目につき	500円
再 試 験	1科目につき	1,500円
受験票 (学生証不携帯)	当日限り	300円

別表5 進級要件

学部学科	コース	学年	修得単位数	必修単位数	その他の要件
工学部 工学科	機械工学コース	1学年	25	—	
		2学年	60	—	
		3学年	100	—	
	電気電子通信工学コース	1学年	25	—	
		2学年	60	26	
		3学年	100	44	・「電気電子通信工学入門」を修得のこと ・「物理学実験」と「化学実験」のいずれかを修得のこと ・「創造工学実験」と「電気電子通信基礎実験」を修得のこと
	システム情報工学コース	1学年	25	—	
		2学年	60	—	
		3学年	100	—	
	生命環境科学コース	1学年	25	—	
		2学年	60	—	
		3学年	100	—	・「生命環境科学基礎実験」、「生命環境科学実験Ⅰ・Ⅱ」を修得のこと
	建築・土木工学コース	1学年	25	—	
		2学年	60	20	
		3学年	100	30	
感性デザイン学部 感性デザイン学科	—	1学年	18	8	
		2学年	48	10	
		3学年	90	18	

## 7.6 八戸工業大学教職課程の履修等に関する規程

制定 平成13年3月15日（教授会）

改正 令和5年2月24日（教授会）

### （目的）

第1条 この規程は、八戸工業大学学則第34条の規定に基づき、教職課程の履修等について定める。

### （免許状の取得要件）

第2条 教育職員免許状を取得するためには次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 学則並びに履修規程に定める卒業要件を満足すること
- 二 第4条第1項に規定する教職課程を履修し、所定の単位を修得していること
- 三 中学校教諭一種免許状（美術）取得のためには、第5条に規定する介護等体験を終了していること

### （免許状の種類）

第3条 前条の取得要件を満たした者には、次の教育職員免許状の取得資格が与えられる。

免許状の種類	免許教科の種類	学部・学科
中学校教諭 一種免許状	美術	感性デザイン学部 感性デザイン学科
		高等学校教諭 一種免許状
	情報	工学部 工学科 システム情報工学コース
		美術
	工芸	感性デザイン学科

### （教職課程の履修）

第4条 前条の取得資格を得るためには、別表1の所要資格を満たすように、免許状と免許教科の種類に応じて別表2、別表3及び別表4に定める教職課程表の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 第2学年の後期以降、継続して教職課程を履修しようとする者は、別表5に定める納入期限までに教職課程履修登録料を納付しなければならない。
- 3 第2学年の後期以降に教職課程の履修を取りやめる場合、既納の教職課程履修登録料は原則として返還しない。

### （介護等体験）

第5条 中学校教諭一種免許状（美術）を取得するためには、所定の手続きを経て社会福祉施設及び特別支援学校における7日間の介護等体験を終了しなければならない。なお、介護等体験の実施時期は原則3学年とする。

- 2 介護等体験を受講するためには所定の健康診断を受診するとともに、麻疹の抗体を有することについて医師の証明を必要とする。

### （教育実習）

第6条 教育実習を受講するためには、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育実習を受講するのに支障がない場合は、この限りではない。

- 一 当該年度に卒業の見込みがあること
- 二 3学年までに開講されている当該免許に関わる教職科目をすべて修得していること
- 三 3学年までにキャリア教育科目をすべて修得していること
- 四 「日本国憲法」2単位を修得していること

- 五 3学年までに開講されている必修の実験・実習・製図の全科目、別表2に定める体育区分の2単位、及び情報機器の操作区分の2単位を修得していること
  - 六 中学校教諭一種免許状を取得する者は介護等体験を終了していること
  - 七 前条第2項に定める健康診断受診と麻疹抗体検査に係る要件を満たしていること
- 2 前項に規定する教育実習の受講は、教職課程の学修過程などをもとに、受講するのに相応しくないと判断されたときは、制限することがある。
  - 3 教育実習期間中は実習に専念することとし、原則として課外活動、就職活動等への参加は認めない。

**(教職履修カルテ)**

- 第7条 教職課程を履修する学生は、取得希望する教育職員免許状の種類に応じ、別表2、別表3及び別表4に規定する授業科目に関する教職履修カルテを作成しなければならない。
- 2 教職履修カルテの作成方法等については別に指示する。
  - 3 教職履修カルテを作成していない学生は教職実践演習(中・高)の受講を認めない。

**附 則**

1. この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
2. 令和4年3月31日に在学する者に係る教職課程は、入学時の教職課程表による。

別表1 教育職員免許法に定められている所要資格及び最低修得単位数（抜粋）

免許状の種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数				
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること		28	10	10	7	4
高等学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること		24	10	8	5	12

※「大学が独自に設定する科目」の単位数には、「大学が独自に設定する科目」に設定している科目の単位数に加え「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の法定単位数を超えて修得した単位数を含めることが出来る。

別表2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	法定単位数	大学の開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	工学科 感性デザイン学科	左記の学科に必修
体育	2	体育学	1		
		スポーツ健康学	1		
外国語コミュニケーション	2	総合英語	2	工学科 感性デザイン学科	左記の学科にいずれか1科目必修
		実践英語	2		
		教養英語	2		
		英語会話	2		
		英語表現	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	基礎情報科学 M	2	工学科	左記の学科にいずれか1科目必修
		基礎情報科学 E			
		基礎情報科学 I			
		基礎情報科学 L			
		基礎情報科学 D			
		コンピュータ基礎演習	2	感性デザイン学科	左記の学科に必修

別表3 「教育の基礎的理解に関する科目」・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」・「教育実践に関する科目」

令和4年度入学生より適用

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目				高一種免 修得科目	中一種免 修得科目	備考		
		授業科目	単位数		年次				週時間数	
			必修	選択						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	2		1前	2	○	○		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職総論	2		1前	2	○	○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度	2		2後	2	○	○		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	認知と人格の発達	2		2後	2	○	○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育総論	1		2後	2	○	○		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		2前	2	○	○		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導	道徳の理論及び指導法	道徳教育	2		1後	2		○	中1種免のみ必修	
	総合的な探究の時間の指導法 ※1	総合的な学習の時間の指導法	2		1後	2	○	○		
	特別活動の指導法	特別活動	2		1後	2	○	○		
	教育の方法及び技術	教育実践論	2		3前	2		○	○	中1種免のみ必修
		教育工学	2		3後	2	○	○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用と指導法	1		3後	2	○	○		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2		3前	2	○	○		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		3前	2	○	○			
科目 教育実践に関する	教育実習	事前・事後指導	1		4前	2	○	○		
		教育実習Ⅰ	2		4前	4	○	○		
		教育実習Ⅱ	2		4前	2		○	○	中1種免のみ必修
	学校体験活動	—	—	—	—	—	—	—	—	
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		4後	2	○	○			

※1 中学校普通免許の場合「総合的な学習の時間の指導法」

別表 4 教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

工学科 高一種（工業）

令和 4 年度入学生より適用

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	AI・データサイエンス入門	2		① 左記17科目より1科目以上選択必修	
		工学概論	2			
		機械工学実験 I	1			
		機械工学実験 II	1			
		機械工学演習 I	2			
		機械工学演習 II	2			
		プロジェクト実習	1			
		創造工学実験	2			
		電気電子通信基礎実験	2			
		電気エネルギーシステム実験	2			
		電子情報通信システム実験	2			
		情報工学基礎実験 I	1			
		生命環境科学基礎実験	1			
		生命環境科学実験 I	1			
		生命環境プロセス実習 II	1			
		測量実習	1			
		建築材料実験	2			
		土木工学実験 I	2			
		土木工学実験 II	2			
		基礎設計製図	2			
		CAD 設計製図	2			
		機械設計技法	2			
		電気電子設計製図	2			
		設計・製図	2			
		基礎製図	2			
		CAD 基礎演習	2			
		建築設計 I	3			
		建築設計 II	3			
		② 左記9科目より1科目以上選択必修				
		材料力学 I	2			①、②を含み、左記より28単位以上選択必修
		機械力学 I	2			
		熱力学 I	2			
		流れ学 I	2			
		伝熱工学	2			
		基礎機械情報工学	2			
		機械材料工学	2			
		機械加工工学	2			
		機械工作実習	1			
		基礎設計工学	2			
		電気電子通信工学入門	2			
		電気回路入門	2			
		電気電子数学 I	2			
		電磁気学 I	2			
		電磁気学 II	2			
		電磁気学演習 I	1			
		電磁気学演習 II	1			
		電気回路 I	2			
電気回路 II	2					
電気回路演習 I	1					
電気回路演習 II	1					
電気機器工学	2					
電子回路 I	2					
電気電子材料工学	2					
半導体工学	2					
コンピュータプログラミング	2					
情報通信工学 I	2					
情報工学概論	2					
プログラミング入門	2					
ビジュアル情報処理	2					
デジタル信号処理	2					
電気工学	2					
電子工学	2					

		ロボット工学		2		
		シミュレーション工学		2		
		数値解析I		2		
		集積回路		2		
		生命環境科学概論		2		
		バイオテクノロジー		2		
		無機化学		2		
		物理化学		2		
		分析化学		2		
		有機化学		2		
		環境化学量論		2		
		化学工学		2		
		食品工学		2		
		食品化学		2		
		品質管理		2		
		計測制御工学		2		
		リサイクル工学		2		
		グリーンケミストリー		2		
		土木工学概論		2		
		建築概論		2		
		地球環境論		2		
		測量学		2		
		都市計画		2		
		構造力学 I		2		
		構造力学 II		2		
		地盤工学 I		2		
		住居計画		2		
		建築計画		2		
		建築設備		2		
		鉄筋コンクリート構造		2		
		基礎工学		2		
		建築材料学		2		
		建築施工		2		
		建築法規		2		
		材料の力学		2		
		上下水道工学		2		
		水処理工学		2		
		水理学 I		2		
		水理学 II		2		
		地盤工学 II		2		
		コンクリート工学		2		
		コンクリート構造学		2		
		水工学設計・演習		2		
		地盤工学設計演習		2		
		計測工学		2		
		論理回路		2		
		制御工学		2		
	職業指導	職業指導	4			
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	—	—	—		—
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工業科指導法	4			
	計		40	183		

工学科 システム情報工学コース 高一種（情報）

令和4年度入学生より適用

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報文化論	2		
		情報セキュリティ入門	2		
		産業情報論	2		
	コンピュータ・情報処理	離散数学	2		
		オペレーティングシステム	2		
		プログラミング言語	2		
		データ構造とアルゴリズム	2		
		コンピュータシステム	2		
		情報工学基礎実験Ⅱ	1		
	情報システム	オペレーションズリサーチ	2		
		データベース	2		
		プログラム設計	2		
情報工学応用実験Ⅱ		1			
情報通信ネットワーク	情報通信工学	2			
	情報ネットワーク入門	2			
	情報工学応用実験Ⅰ	1			
マルチメディア表現・マルチメディア技術	コンテンツ制作入門	2			
	ウェブデザイン	2			
	コンピュータグラフィックス	2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法（情報通信技術活用を含む。）		情報科指導法	4		
計			39	0	

感性デザイン学科 中一種（美術）

令和4年度入学生より適用

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画Ⅰ	2			
		絵画Ⅱ	2			
		デッサン	2			
	彫刻	彫刻	2			
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	ビジュアルデザイン演習	2		
			感性デザイン総合演習Ⅰ	2	2	いずれか1科目選択必修
			感性デザイン総合演習Ⅱ	2	2	
			感性デザイン総合演習Ⅲ	2	2	
			イラストレーションⅠ	2		
			イラストレーションⅡ	2	2	
			Web デザイン	2		
	CAD 演習Ⅰ		2			
CAD 演習Ⅱ	2	2				
工芸	工芸実習	2				
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史	2			
		デザイン史	2			
		芸術批評	2			
		表現技法	2			
		色彩学	2			
		タイポグラフィ	2	2		
ビジュアルデザイン論		2				
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		—	—	—	—	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		美術科指導法Ⅰ	4			
		美術科指導法Ⅱ	2			
		美術科指導法Ⅲ	2			
計			40	10		

※必修単位数は、選択必修科目の単位数を含む。

## 感性デザイン学科 高一種（美術）

令和4年度入学生より適用

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画Ⅰ	2		いずれか1科目選択必修
		絵画Ⅱ	2		
		デッサン	2		
	彫刻		2		
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	2		
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	ビジュアルデザイン演習	2		
		感性デザイン総合演習Ⅰ		2	
		感性デザイン総合演習Ⅱ		2	
		感性デザイン総合演習Ⅲ		2	
		イラストレーションⅠ	2		
		イラストレーションⅡ	2		
		Webデザイン	2		
		CAD演習Ⅰ	2		
		CAD演習Ⅱ	2		
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		美術史	2		
デザイン史	2				
芸術批評	2				
表現技法	2				
色彩学	2				
タイポグラフィ	2				
ビジュアルデザイン論	2				
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	—	—	—	—	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科指導法Ⅰ	4			
	美術科指導法Ⅱ		2		
	美術科指導法Ⅲ		2		
計		40	8		

※必修単位数は、選択必修科目の単位数を含む。

## 感性デザイン学科 高一種（工芸）

令和4年度入学生より適用

	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	図法及び製図	図学	2		いずれか1科目選択必修
		デッサン	2		
	デザイン	ビジュアルデザイン演習	2		
		感性デザイン総合演習Ⅰ		2	
		感性デザイン総合演習Ⅱ		2	
		感性デザイン総合演習Ⅲ		2	
		イラストレーションⅠ	2		
		イラストレーションⅡ	2		
		Webデザイン	2		
		CAD演習Ⅰ	2		
		CAD演習Ⅱ	2		
		工芸制作（プロダクト制作を含む。）	工芸実習	2	
	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	工芸学	2		
		美術史	2		
デザイン史		2			
芸術批評		2			
表現技法		2			
色彩学		2			
タイポグラフィ		2			
ビジュアルデザイン論		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	—	—	—	—	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工芸科指導法	4			
計		40	4		

※必修単位数は、選択必修科目の単位数を含む。

## 別表 5

## 教職課程履修登録料及び納入期限

学部・学科	学則第23条第3項に規定するコース	免許種	履修登録料(円)	備考	納入期限
工学部・工学科	全コース	高一種(工業)	25,000		第2学年 の9月末 日まで
	システム情報工学コース	高一種(情報)	25,000	高一種(工業)も併せて取得する場合は30,000円	
感性デザイン学部 感性デザイン学科		中一種(美術)	35,000	中一種(美術)に加えて高一種免を取得する場合は40,000円	
		高一種(美術)	25,000	高一種免(美術)と(工芸)を取得する場合は30,000円	
		高一種(工芸)	25,000		

※1 教職課程履修登録料には、介護等体験、教育実習にかかる費用並びに諸経費を含む。ただし、介護等体験、教育実習にかかる経費が教職課程履修登録料を超える場合は、その差額を徴収することがある。

※2 免許状申請手続きにかかる諸経費は含まない。

## 7.7 編入学者および転入学者の履修等に関する規程

制定 昭和63年2月18日 教授会

改正 平成 6年4月25日 教授会

- 第1条 本学学則第13条により編入学または転入学を許可された者の履修等については、許可された入学年次に適用される学則および履修規程によるほか、本規程によるものとする。
- 第2条 編入学者および転入学者の既修得単位の認定は、出身学校の成績証明書および講義要目その他の資料を参考にして、当該学科等と協議の上行うものとする。
- 2 前項により認定された既修得単位の成績評価は、「N」(認定)として取り扱う。
- 第3条 編入学者および転入学者の進級については、編入年次または転入年次に進級するための要件は充足しているものとし、編入年次または転入年次に修得した単位数を既修得単位として認定した単位数に加算した単位数をもって進級を判定することを原則とする。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 7.8 八戸工業大学GPA取り扱い要項

制定 平成23年1月6日 (教務委員会)

改正 平成26年2月25日 (教務委員会)

改正 令和4年3月9日 (教務委員会)

(目的)

第1条 この要項は、八戸工業大学(以下「本学」という。)履修規程第11条および同大学院履修規程第7条(以下「履修規程」という。)に規定するGPA(Grade Point Average)の取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 GPAとは、履修した科目の成績をGP(Grade Point)により点数化し、1単位あたりの平均値を求めたものをいう。

2 GPA算出の対象とする科目は、次の各号を除く科目とする。

- 一 教職関連科目等で、卒業または修了要件に算入しない科目
- 二 編入学・転入学等により入学した学生の既修得科目について単位認定した科目
- 三 卒業または修了要件に算入される科目のうち別表1に定める科目

(GP)

第3条 履修規程第7条に規定する成績評価とGPとの対応は次のとおりとする。

評価 (Grade)	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

(GPAの種類および計算方法)

第4条 GPAは、当該期間に履修した第2条2項に定めるGPA対象科目について、「学期GPA」、「年度GPA」、「累積GPA」に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該学期における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{当該年度における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該年度における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{入学以降に(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{入学以降に評価を受けた科目の単位数の計}}$$

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 GPA計算の期日は、原則として前期9月25日、後期3月25日とする。ただし、必要に応じて期日前にGPAを仮算出する場合がある。

(GPAの通知)

第6条 前条で計算したGPAは学業成績通知書に記載し、その計算方法、意義および推奨値とともに学生と保護者に通知する。

(成績証明書への記載)

第7条 成績証明書にはGPAの記載は行わない。

- 2 前項にかかわらず、申請者からGPAを記載した成績証明書の発行請求があった場合には「累積GPA」を成績証明書に記載する。なお、この場合においてはGPA算出の根拠となる不合格科目も併せて記載する。

(GPAの利用)

第8条 GPAは次の各号に示す事項の指標・基準等に使用することがある。

- 一 クラス分け、研究室配属など授業運営に係る指標
- 二 学業成績優秀者への顕彰などの選考基準
- 三 特待生・奨学生などの選考基準
- 四 履修指導・学修指導の指標
- 五 進級・卒業に係わる指標
- 六 就職試験等の推薦者選考基準
- 七 各種統計・調査
- 八 その他、本学の教育研究および活動に必要な事項

(その他)

第9条 この要項に定めのない、GPA制度運用に必要な事項については別に定める。

(改廃)

第10条 この要項の改廃については、教務委員会および学務委員会が行う。

**附 則** この要項は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 卒業または修了要件に算入される科目のうち、GPA算出の対象としない科目

平成23年度入学生～	八戸学院大学(旧八戸大学)との単位互換科目
------------	-----------------------

## 7.9 八戸工業大学図書館利用規程

制定 平成7年2月28日(図書委員会)  
改正 令和4年5月20日(情報メディア委員会)

(趣旨)

第1条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、八戸工業大学図書館(以下「図書館」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(資料)

第2条 図書館の管理する資料(以下「図書類」という。)を次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地図
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(利用者)

第3条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員、名誉学長、名誉教授、非常勤講師および研究員(以下「第1種利用者」という。)
- (2) 本学学部学生、大学院学生、研究生、および科目等履修生(以下「第2種利用者」という。)
- (3) その他一般利用者(以下「第3種利用者」という。)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日
  - (2) 春季、夏季、冬季の各休業日の土曜日
  - (3) 12月28日から1月4日まで
- 2 前項によらず、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めたときは、臨時に休館、開館することがある。

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日は、午前8時40分から午後8時まで  
ただし、春季、夏季、冬季の各休業日の一部期間の開館時間は午後5時まで  
開館日の土曜日は、午前10時から午後5時まで

- 2 前項に定めるほか、館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(貸出手続き)

第6条 資料の貸出を受けようとする場合は、八戸工業大学図書館利用券(以下「利用券」という。)を必要とする。

- 2 館長は希望者の求めに応じて利用券を交付する。
- 3 第1種、第2種利用者については、学生証、身分証明書またはこれに代わるものをもって利用券とすることができる。
- 4 第3種利用者は、所定の様式に必要事項を記入の上、身分証明書またはこれに代わるものを提示して、交付申請を行う。
- 5 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に譲渡または転貸してはならない。また、それによって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。
- 6 利用券を紛失した者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 前項の届出のあった者に対しては、願い出により、利用券の再発行を行うことができる。
- 8 利用資格を失った者は、速やかに利用券を返却しなければならない。

(身分証明書等の提示)

第7条 図書館・情報事務室の職員(以下「職員」という。)などから利用券の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 図書館内においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと
- (2) 喫煙、飲食および談話などをしないこと。ただし、指定された場所での飲料物の摂取は可とする
- (3) 図書類、備品および施設を丁寧に扱うこと
- (4) 他人の迷惑となる行為をしないこと

(閲覧)

第9条 館内の図書類は、閉架図書類を除き自由閲覧とする。ただし、閲覧が終了したときは、所定の位置に返却するものとする。

(閉架図書の館内閲覧)

第10条 利用者は、あらかじめ所定の手続きを行って閉架図書、および視聴覚資料の館内閲覧ができる。ただし、一度に閲覧できるのは各々3冊(本)以内とし、閲覧した図書は閉館時までに所定の位置へ、視聴覚資料は閲覧カウンターへ返却しなければならない。

(館外貸出)

第11条 貸出できる図書、視聴覚資料の冊数および期間は次のとおりとする。

1. 図書

- (1) 第1種利用者は20冊まで、30日以内
- (2) 第2種利用者のうち、大学院学生および研究生は10冊まで、30日以内。学部4学年生は5冊まで、30日以内。それ以外の学部学生は5冊まで、14日以内。また、休業期間にわたる貸出は、休業期間終了まで延長できる
- (3) 第3種利用者は3冊まで、7日以内

2. 視聴覚資料

- (1) 貸出対象者は、本学教職員、研究員、本学学部学生、大学院学生、研究生とこれに準ずる者とする
- (2) 貸出本数は3本まで、7日以内

(貸出期間の更新)

第12条 第11条で規定する貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する者は、所定の手続きにより1回に限り、貸出期間を更新することができる。

(貸出予約)

第13条 貸出希望図書、視聴覚資料が貸出中のときは、予約することができる。

(転貸の禁止)

第14条 館外貸出図書、視聴覚資料は、一切他に転貸してはならない。

(特別帯出許可の必要図書類)

第15条 次の図書類を帯出するときは、館長の許可を得なければならない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書(事典、辞典、便覧および地図等)
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞
- (5) 逐次刊行物
- (6) その他、館長の定めたもの

(貸出図書の返却)

第16条 貸出図書、視聴覚資料は、期間が終了したときは、直ちに返却しなければならない。

2 前項に定めるほか、教職員は、留学、休職、退職等の際、学生にあっては、卒業、修了、休学、退学、転学等の際に、それぞれ直ちに返却しなければならない。

第17条 館長は必要に応じ、貸出期間中であっても臨時に返却させることができる。

(貸出の停止)

第18条 貸出図書、視聴覚資料を特別な理由がなく貸出期間内に返却しなかった者については、返却するまで貸出を停止する。

(紛失・破損・汚損)

第19条 図書類を紛失、または著しく破損、汚損した者は、直ちに届け出なければならない。また、館長は、同一の図書または相当の代金をもって弁償させることがある。

(複写)

第20条 本館所蔵の図書類を複写しようとするときは、著作権法に従い、複写することができる。

2 前項に違反した場合は、利用者が一切の責任を負うものとする。

(相互協力)

第21条 第1種、第2種利用者が教育、研究または学習のために必要とするときは、所定の手続きにより、他の機関の利用または資料の複写、借り受け等の斡旋を図書館に依頼することができる。

2 館長は、他の機関から、図書館の利用、または資料の複写ならびに借り受け等の申込があった場合、支障のない範囲で、これに応ずることができる。

3 前2項にて発生した経費については、依頼者が負担するものとする。

(分置)

第22条 研究図書類(第1種利用者が本学研究費で購入した図書類)は、所定の手続きにより、学内に分置することができる。

第23条 研究図書類以外の図書類は、館長が必要と認めるものに限り、相応の場所に分置することができる。

第24条 分置された図書類には保管責任者を置き、図書類の管理について一切の責任を負うものとする。

第25条 職員は分置された図書類の点検を行うことができる。

第26条 退職などにより分置を変更する場合は、図書館に届け出なければならない。

(多目的ホールの利用)

第27条 多目的ホールの利用については別に定める。

(罰則)

第28条 本規程に違反する者に対しては、館長は利用の制限、退館、または一定期間入館を禁止することができる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項については、館長がこれを定める。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、情報メディア委員会の議を経て行うものとする。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

## 7. 10 八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程

制定 平成15年3月13日 (教授会)

改正 平成28年10月20日 (教授会)

(目的)

第1条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、情報ネットワーク施設の利用について定める。

(定義)

第2条 情報ネットワーク施設とは、本学LAN、本学の計算機施設および本学LANを経由して接続する学外のネットワークをいう。

(利用資格)

第3条 情報ネットワーク施設を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 情報メディア委員長が認めた者

(利用手続き)

第4条 情報ネットワーク施設への接続を希望する者は、ネットワーク接続申請書を図書館・情報事務室に提出し、インターネットアドレス(IPアドレス)を取得するものとする。

- 2 情報ネットワーク施設を利用する場合は、所定の手続きを行うものとする。

(利用の制限)

第5条 情報ネットワーク施設の利用者は、本規程および学術情報ネットワーク等の学外のネットワークの運用上の規程を遵守しなければならない。

- 2 ネットワークを利用する情報に関しては、営利行為や公序良俗に反する行為および著しく情報倫理を欠いた場合は、利用の制限を行うことがある。
- 3 ネットワークを利用する情報の内容に関しては、発信者が責任を負うものとする。

(雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、情報ネットワーク施設に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 7.11 学生の諸活動に関する規程

制定 昭和47年4月1日

改正 令和7年1月16日

学生の諸活動に関する規程を次のとおり定める。

### 第1章 総 則

第1条 学生の諸活動は、正課の学習以外において各人の才能と趣味に応じた自主的活動により、人格の陶冶、情操豊かな人間性の涵養、自律心の鍛錬等専ら社会人として必要な基本を錬成することにある。

第2条 学生は個人・団体を問わず、学内外の秩序を乱しまたは良識に反する行為をすることなく、正しく健全な諸活動を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合は、学生は本学および学生の名誉を守るため、その行為を制止する等最善の措置を講じなければならない。

### 第2章 団体の結成

第3条 本学学生を会員とする団体(研究会、愛好会等を含む。以下同じ)を結成しようとするときは、責任者は遅滞なく本学所定の団体結成願に、団体の名称、結成年月日、目的、顧問(教職員)、役員および会員の氏名を記入して、責任代表者が3名以上署名押印し、明文の規約(会則)を添えて、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の団体規約(会則)またはその他届出事項を変更するときも前項に準ずる。

- 3 前学生団体は毎年年度始め4月20日までに団体構成役員名簿および構成員名簿を添え、本学所定の団体継続届を前項に準じて教育・学生支援部長を経て学長に届け出なければならない。届け出ない団体は、解散したものとみなす。
  - 4 前項の団体の構成員は本学の学生または本学関係者でなければならない。
- 第4条 学生団体が学外団体に加盟しようとするときは、本学所定の学外団体加盟願に学外団体の規約を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学生が団体的に学外団体に加盟しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
  - 3 学生団体が学外団体の行事・集会等に参加しようとするときは、本学所定の学外団体参加願に参加者名簿を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
  - 4 学生が団体的に学外団体の行事・集会等に参加しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
- 第5条 前条の学外団体への加盟または参加が本学の目的にそわないと認めた場合は、学長は許可を取り消すことがある。
- 第6条 学生団体の予算および決算に関する一切の収支は、会計年度ごとに教育・学生支援部長を経て学長に報告しなければならない。
- 第7条 第3条により許可された学生団体において、その行為が国法や本学の規則等に違反したり、その他本学の機能を害しまたは秩序を乱しまたはそのおそれがあると認められるときは、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

### 第3章 集会

- 第8条 学生または団体が学内外において、集会、対外試合、合宿練習、遊説、集団行進、示威運動、署名運動、世論調査、投票、宣伝等を行うときは、責任者はその期日3日前までに本学所定のそれぞれの許可願に必要事項を記入して責任代表者が3名以上署名押印し、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の集会において、本学施設、設備等(建物、体育施設、通路、広場等)を使用するときは、同時にその借用を所管の部局長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、学生団体が事業のため平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会しようとするときは、この限りではない。
- 第9条 同窓会、学会、講演会等で特定の人を対象とする場合、または映画会、音楽会、演劇等で単に映写、演出のみを行う場合を除き、学外者の参加を許さない。
- ただし、特別な場合で学長が必要と認めるときは審議の結果許可することがある。
- 第10条 学生または団体が学外者を対象として金銭の収支を伴う行為をするときは、教育・学生支援部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第11条 集会が本学の本来の目的にそわないと認めた場合、また学内の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、禁止または解散を命ずることがある。

### 第4章 掲示

- 第12条 学生または団体が学内外に掲示しようとするときは、責任者は掲示物を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。許可された掲示物には大学の認印を押す。
- 2 掲示物には必ず団体名、責任者を明記しなければならない。
  - 3 掲示用紙は、日本規格A1判以内を原則とする。
  - 4 掲示期間は、最長1ヶ月とする。
  - 5 学内における掲示は本学が指定した学生掲示板において行わなければならない。
- 第13条 講演会、集会等の通知のため学内に立て看板による掲示をしようとするときは、前条に準じて許可を受けなければならない。ただし、立て看板は、管理部局備え付けのものに限り、かつ掲示期間は3日以内とする。

第14条 掲示の内容が政治的目的を有するもの、虚偽の記述または名誉の毀損にわたるもの、もしくは学内の秩序を乱すものは許可しない。

第15条 団体または団体が前3条に反して掲示を行ったときは、その責任者または団体が共同して責を負うものとする。

第16条 掲示期間を経過したものは、責任者においてただちに撤去しなければならない。

第17条 第12条、第13条、第14条および第16条に違反する掲示物は、管理者においてただちに撤去させ、または撤去する。

## 第5章 印刷物の発行・配布・回覧等

第18条 学内外を問わず、印刷物(雑誌、小冊子、新聞、チラシ、その他これに類する一切のもの)を発行し、または配布、回覧しようとするときは、事前にその印刷物の原稿またはこれに替わるものを教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。

2 その他物品等を配布しようとするときは、その物品等を添え前項に準じて許可を受けなければならない。

第19条 学生または団体が寄付を募集しようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 寄付募集を行ったときは、教育・学生支援部長を経て学長に収支決算を報告しなければならない。

第20条 前2条の行為が、本来の目的にそわないと認められた場合は、教育・学生支援部長は許可を取り消すことがある。

## 第6章 放送

第21条 学内において放送しようとするときは、放送要旨を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。

第22条 放送は特別の場合を除き授業時間中に行うことができない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務の支障を来さないように充分注意を払わなければならない。

3 前条および前2項に反する行為があった場合はただちに中止させるものとする。

## 第7章 政治活動・布教活動の禁止

第23条 学生または学生団体は、学内において政治活動および布教活動を行ってはならない。

## 第8章 暴力行為等の禁止

第24条 学生または学生団体は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 学内に火薬、爆薬、劇薬、その他類似の危険物を持ち込み、所持、携行する行為
- (2) 学内において、棍棒、石塊等暴力行使を意図する一切の物件を所持し携行する行為
- (3) 暴行し、またはこれによって人に傷害を与えるような行為
- (4) 暴力を用いて他の学生の就学を妨害する行為
- (5) 団体もしくは多数が共同して暴行、脅迫にわたる行為
- (6) 暴力を用いての学内の施設、設備、備品などを破壊する行為
- (7) 暴力行使の協議、または各種危険物、その他暴力行使に用いる物件の集積等一切の準備行為
- (8) その他暴力に関する一切の不法行為

## 第9章 その他

第25条 学生または学生団体は学内において次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 学生は氏名を偽り、または覆面等の行為をしてその身分をかくさないこと
- (2) みだりに放歌、高吟その他喧騒にわたる行為を慎むこと
- (3) 学生または学生団体相互間は礼儀正しく、いやしくも暴力・傷害・物品毀棄等の行為をしないこと

- (4) 許可なく大学の備品等を持ち出さないこと
- (5) 許可なく学内に宿泊しないこと
- (6) 指定された場所以外で火気を使用しないこと
- (7) 許可なく学外者を学内に入れないこと

第26条 本規程によりがたい特別の諸活動をしようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て指導および許可を受けなければならない。

第27条 本規程に反する行為をした者(同未遂行為を含む)または規程に反した行為に対する教職員の制止に応じない者は学則第57条を適用する。  
附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 7. 12 学友会館使用規程

制定 平成12年 2月 5日(学生委員会)

改正 令和 7年 1月16日(学生委員会)

学友会館(以下「会館」という。)は、学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするための施設である。会館は、学友会室、体育会室、文化会室、部室および会議室からなっており、その使用にあたっては、それぞれの会に所属する団体(以下「団体」という。)が課外活動の場として常に秩序と規律を保つとともに共同の責任において特に整備、保全および火災予防に努めなければならない。

会館の使用については、この規程に従わなければならない。

なお、会館以外を部室として使用する団体にあっても、部室の使用にあたっては、この規程を適用する。

第1条 会館の使用時間は、平日の午前8時30分から午後8時までとする。

2 時間外に会館を使用する場合は、学生残留・出校届を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出し許可を受けなければならない。この場合における終了時刻は午後10時30分とする。提出は、午後4時50分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、学園祭等の行事があるときは、特別に取り扱うことがある。

第2条 部室は、部活動を行う目的で大学から許可された団体に対し、指導育成上必要と認められた場合に限り、その使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のためにのみ限るものとする。

第4条 部室の使用を希望する団体は、所定の部室借用願を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続使用を希望する場合は、前条に準じて部室借用願を毎年3月31日までに教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第6条 期日までに部室借用願を提出しない団体は、部室不用とみなす。

第7条 部の解散その他により部室の使用目的が消滅したときは、速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て部室を原状に復し空け渡さなければならない。

2 解散によるときは、大学等からの補助により購入した備品を返却しなければならない。

第8条 会議室の使用は、学友会および教育・学生支援部教務・学生支援チームの許可を受けなければならない。

第9条 その他会館の使用にあたっては大学の指示に従うこと。

第10条 会館の使用を許可された団体は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 会館内の清掃は各団体が協力して行い、常に清潔を保つとともに整理・整頓に努めること
- (2) 火災の防止に万全を期すること
- (3) 会館内での暖房器具および火気は許可を受けた団体以外は使用しないこと

- (4) 会館内において飲酒しないこと
  - (5) 会館内に学外団体の支部または事務所を設けないこと
  - (6) 会館内への泊り込みは認めない
  - (7) 部室の使用にあたっては、部員以外の部室使用は認めない
  - (8) 各部は部責任者を定めて教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること
  - (9) 各部室入口に部および部責任者を表示すること
  - (10) 他の団体の迷惑ならぬよう騒音等には十分気をつけること
  - (11) 室内の施設、設備等を無断で移動、改廃、新設しないこと
  - (12) 室内への掲示その他これに類するものは、部に直接関係のあるもののみとし、みだりに行わないこと
  - (13) 一室を部室として共用する場合は、お互いに協力して使用すること
  - (14) シャワーの使用にあたっては、注意事項を確認し節水にも努めること
- 第11条 会館を使用するときは、そのつど受付から鍵を借用し、使用後はただちに受付に返却すること。
- 第12条 大学の管理上の必要から行う係員の室内立入りまたは指示を拒否してはならない。
- 第13条 会館内の施設、設備等を汚損したり滅失または破損したときは、教育・学生支援部教務・学生支援チームに文書をもって届け出て、その損害を弁償しなければならない。
- 第14条 事故、盗難等の防止には各自が心掛け、事故等があったときは速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること。
- 第15条 この規程に違反した場合は、その部室の使用許可を取り消すことがある。
- 附則の一部を省略している。
- 附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

## 7.13 施設・設備・備品等管理規程

制定 昭和47年4月1日  
改正 令和7年1月16日

施設・設備・備品等の使用に関する規程を次のとおり定める。

- 第 1 条 学生は本学の施設・設備・備品等を使用するときは、常に良好な状態を維持するように留意し、かつ本来の用法に従って使用しなければならない。
- 第 2 条 学生が故意または過失によって施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本学に損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。
- 2 数人(学生団体を含む)が共同して施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本学に損害を与えたときは、連帯してその損害を弁償しなければならない。
- なお共同行為を行った者の一部より判明しない場合は、その判明者が全損害の弁償義務を負うものとする。
- 第 3 条 授業外において本学の施設・設備・備品等を使用しようとするときは、本学所定の施設・設備・備品等使用願を学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 第 4 条 施設・設備・備品等の使用後は原形に復し、または元の設置場所に返還しなければならない。
- 第 5 条 本規程に反する行為をした者は学則第57条を適用する。
- 第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。
- 附則の一部を省略している。
- 附 則 この規程は、平成 3年4月4日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 6年4月1日より施行する。

## 7.14 残留・出校者心得

改正 令和 7年 1月16日(学生委員会)

学生残留・出校届の提出は、防火・防犯その他の事故防止、緊急時の連絡等を目的とする。

学生は、正規の授業終了時刻以降学内に残留するとき、又は休業日(土曜日、日曜日、祝日、夏季休業期間等)に出校するときは、次の事項を遵守し、別に定める場合を除いて学生残留・出校届を総務部総務・学事チームに提出しなければならない。

- 1 授業のある日で19時以降学内に残留するときは、当日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。休業日に出校するときは、前日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。提出はいずれの場合も、平日とすること。但し、学生会館に限り20時までの使用は学生残留・出校届の提出は必要ない。
- 2 残留・出校は22時30分までとするが、これ以降は担当教職員の同時残留を原則とする。
- 3 残留・出校者の人数に変更なく、残留および出校日数が10日以内で継続する場合の学生残留・出校届は、日付順に一枚にまとめて提出すること。なお、10日目を降については、改めて提出すること。
- 4 2名以上の残留・出校の場合は、代表者および全員の氏名等を明記すること。
- 5 学生の残留・出校は、担当教職員の承認を必要とする。
- 6 借用した鍵の管理、戸締り・貴重品等の管理に注意すること。
- 7 受付にて使用施設の鍵の貸出しを受け、連続して残留するときは、受付にある「鍵貸出簿」に日毎更新手続きをすること。
- 8 学外者の立入りは、特に許可を得た場合を除いてこれを認めない。
- 9 飲酒は禁止する。
- 10 本学設置電話による私用の通話は禁止する。
- 11 暖房用電気・ガスストーブの使用は禁止する。
- 12 車両通学に関する規程による駐車場以外の駐車は禁止する。
- 13 各出入口については、施錠後の解錠を禁止する。施錠後は1号館受付前の出入口を利用すること。なお、22時30分以降翌朝6時30分までの外出は禁止する。
- 14 下校時は警備員(受付)にその旨を連絡して帰ること。ただし、22時30分以降翌朝6時30分の間に帰る場合(教職員と同時残留の場合)は、受付前に備付けの「帰宅時間記入簿」に必要事項を記入して帰ること。
- 15 石油ストーブ等の火気に注意し、事故のないように物品の管理、整頓と光熱水の節約を心掛けること。下校時は、火気のあと始末、鍵の確認をすること。
- 16 その他の事項については、学生要覧に記載の諸規程を準用する。

附 則 この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

## 7.15 八戸工業大学車両通学に関する規程

制定 平成14年 2月14日(学生委員会)  
平成14年 2月13日(学務委員会)  
改正 令和 7年 1月16日(学生委員会)  
令和 7年 1月 7日(学務委員会)

(目的)

第1条 この規程は、本学の学部生、大学院生および研究生(以下「学生」という。)の車両通学に関し、必要な事項を定めることにより、交通事故の防止と学内交通道德の涵養を目的とする。

(定義)

第2条 前条の車両通学とは、四輪車、自動二輪車、原動機付自転車および自転車をを用いて通学することをいう。

(車両通学許可)

第3条 車両による通学を希望する学生は、「車両通学許可願」を本学に提出し許可を受けなければならない。

(許可手続)

第4条 車両通学許可を願ひ出る場合は、次の各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- 一 車両通学許可願
  - 二 車検証(写し)
  - 三 その他本学が必要とする書類
- 2 車両通学許可手続に際しては、手続に係る費用を手数料として徴収する。
- 3 車両通学許可に関する事務は、教育・学生支援部教務・学生支援チームが行う。

(許可)

第5条 本学は、願書と諸書類により審査し、適当と認められた場合に車両通学を許可する。

- 2 許可車両に対しては、ステッカーを交付する。
- 3 許可車両を変更した場合は、改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。
- 4 ステッカーは、他の者に譲渡又は貸与してはならない。

(許可制限)

第6条 第4条第1項による書類が不備な場合、又は駐車場に空きがない場合は、車両による通学を許可しないことがある。

(講習会)

第7条 車両通学を許可された学生および許可を受けようとする学生は、本学が指定する交通安全に関する講習会を受講しなければならない。

(許可期間)

第8条 車両通学許可は、許可した年度に限り有効とする。したがって、翌年度以降も車両通学を希望する場合は、毎年度初めに改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。

(駐車場の使用)

第9条 車両通学を許可された学生が学内に駐車する場合は、本学が所有する駐車場を使用しなければならない。

- 2 学内の駐車場に駐車する場合は、四輪車にあつては、リアウインドー助手席側の表から、(四輪車以外の車両にあつては、)ステッカーを(後輪カバーの)確認し易い位置に貼付しなければならない。
- 3 駐車場は、本学の都合により臨時にその使用を制限する場合がある。

(遵守事項)

第10条 車両通学生は、常に法令による安全上の諸規則および学内交通道德を守り安全運転に心がけ、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 学内・学外を問わず走行中は道路標識に従って走行し、特に、大学構内においては常に徐行に徹すること
- 二 積雪時においては、冬用タイヤ又はチェーンを装着すること
- 三 大学構内において学生車両の立ち入りが禁止されている場所には、絶対に車両を乗り入れないこと
- 四 車両は指定された駐車・駐輪場に止め、通路には絶対に止めないこと
- 五 走行時、駐車時地域住民に迷惑を掛けないこと
- 六 路上走行中および駐車・駐輪場において、みだりに警笛を鳴らしたり、空ふかしや急ブレーキおよびタイヤ摩擦音等の騒音を発する運転はしないこと
- 七 自動二輪車、原動機付自転車、自転車による通学生は、ヘルメットを着用し、昼夜を問わず前照灯を点灯するとともに、身体の露出が少なくなるような服装をし、下駄やサンダルによる運転をしてはならない

(責任)

第11条 交通事故に関しては、学内・学外を問わず本学は一切の責任を負わない。又車両の破損、盗難等についても同様とする。

(駐車料金)

第12条 駐車場を使用する場合、本学は駐車場の維持管理費の一部として、駐車料金を徴収することがある。

(罰則)

第13条 本規程および交通法令に違反した場合は、学部学生にあつては八戸工業大学学則、大学院学生にあつては八戸工業大学大学院学則に基づき懲戒処分するとともに、車両通学許可を取り消すことがある。

附 則

- 1. この規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 2. この規程施行の日から、従前の「駐車場使用規程」、「車両通学生心得」、「八戸工業大学大学院駐車場使用規程」および「八戸工業大学大学院車両通学生心得」は廃止する。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 7. 16 学校法人八戸工業大学 証明書発行取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、学校法人八戸工業大学が設置する学校(以下「学校」という。 )における証明書発行について必要な事項を定める。

(手続き)

- 第2条 証明書の発行を依頼された場合は、申請者に申請書を提出させ、別表1、別表2に定める発行手数料を徴収する。
  - 2 申請者本人を証明できる身分証明書の提示、又はその写しを提出させるものとする。
  - 3 代理人が申請又は受領する場合は、委任状を提出させ、代理人の身分証明書を提示させるものとする。
  - 4 提出された書類については、原則返却しない。
  - 5 証明書発行機による交付は、申請書の提出及び身分証明書の提示を省略できる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、証明書発行に関する事務手続き等必要な事項は、各学校が別に定めるものとする。

(発行不能証明書)

第3条 学校教育法施行規則第28条に基づき、保存期間を経過した表簿に係る証明書については、発行不能証明書を発行できるものとする。

(その他)

第4条 各学校において、第2条に定める手続きによらない証明書の発行及び交付が必要と判断した場合は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。

別表1 八戸工業大学 各種証明書発行手数料表

証明書種類	発行手数料		
	在学生	卒業生	
在学証明書	200円		
卒業見込証明書			
修了見込証明書			
卒業証明書		300円	
修了証明書			
成績証明書			
単位修得証明書			
各種英文証明書	1,000円	1,000円	
その他の証明書	200円	300円	
健康診断証明書	200円		
学生証再交付	2,000円		
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料		
通学証明書	無料		

別表2 八戸工業大学第一高等学校、八戸工業大学第二高等学校、八戸工業大学第二高等学校附属中学校、さくら幼稚園 各種証明書発行手数料表  
(省略)

## 7.17 学友会会則

制定 昭和47年4月1日  
改正 令和7年1月16日

### 第1章 総 則

第1条 本会は、八戸工業大学学友会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 本会の本部は、八戸市大字妙字大開88番地1 八戸工業大学内におく。

第3条 本会は、会員の自主的精神に基づき、課外活動を通じて会員相互の親睦と人間性の陶冶を図るとともに、健全な学風の培養と高揚に努め以て学園の発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は、八戸工業大学の学生(以下「正会員」という。)並びに教職員(以下「特別会員」という。)をもって組織する。

第5条 本会は、第3条の目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 会員の文化活動に関すること
- (2) 会員の体育活動に関すること
- (3) 会員の親睦をはかること
- (4) その他必要と認めること

### 第2章 役員および正会員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 顧 問 若干名

- (4) 委員長 1 名
- (5) 副委員長 2 名
- (6) 委員 (書記係、会計係、各 2名を含む)
  - 正 会 員 工学部並びに感性デザイン学部の各学年各学科・コース1名、各部1名
  - 特別会員 工学部並びに感性デザイン学部の各学科・コース1名、事務局2名
- (7) 会計監査委員 正会員4名、特別会員1名
- (8) 選挙管理委員 工学部並びに感性デザイン学部の各学年各学科・コース1名

第 7 条 会長は、本学の学長がこれにあたる。

2 会長は、本学を代表し、且つ本会を総理する。

第 8 条 会長の職務権限は次のとおりである。

- (1) 総会を招集する
- (2) 第10条、第11条、第12条の告示を承認する
- (3) 委員長、副委員長、委員、会計監査委員および選挙管理委員を承認する
- (4) 委員会および選挙管理委員会の招集を承認する
- (5) 部の降格および廃止、或いは愛好会等の昇格に関して委員会を諮問することができる
- (6) 部および愛好会等の顧問を委嘱する
- (7) 本会副会長および本会の顧問を委嘱する
- (8) その他、会長が必要と認める事項を措置し、又は措置を命ずる
- (9) 会則の改正を承認する
- (10) 総会における決議事項を承認する

第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

2 顧問は会長に意見を具申する等、会長の相談役を勤める。

第10条 委員は正会員にあっては、工学部並びに感性デザイン学部の各学年各学科・コース1名(以下「学生委員」という)を投票により選出すると共に各部から責任者1名(以下「部委員」という)を出す。又特別委員にあっては、工学部並びに感性デザイン学部の各学科・コース1名、事務局2名をそれぞれ選出する。

2 委員は、委員長、副委員長と共に委員会を構成し、本会事業運営に参画する。

第11条 委員長および副委員長は正会員の投票によって選出される。

2 委員長は委員会の議事の進行および審議事項の決議を掌る他、報告連絡、答申等の責任を負う。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

第12条 会計監査委員は、正会員の投票により正会員の中から4名選出し、特別会員にあっては、1名互選する。

2 会計監査委員は、会計監査委員を構成し、会計監査を行う。第13条 第10条、第11条、第12条の選挙については別に定める。

第14条 書記係並びに会計係は委員相互の互選により各2名を選出する。

2 書記係は総会および委員会において書記の任にあたる。

3 会計係は本会の会計事務を行う。

第15条 選挙管理委員は、工学部並びに感性デザイン学部の各学年各学科・コース1名を選出し、選挙管理委員会を構成して、選挙に関する事務を行う。

第16条 委員長、副委員長、委員(書記係、会計係を含む)会計監査委員および選挙管理委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員長、副委員長、委員、会計監査委員および選挙管理委員に欠員が生じた場合は直ちに選出する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 新年度1年生の学生委員、選挙管理委員は、会長が指名する。

### 第3章 機関

第17条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 委員会
- (3) 会計監査委員会
- (4) 選挙管理委員会

第18条 総会は正会員をもって構成し、毎年1回開催する。

第19条 総会は本会の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

- (1) 本会の運営方針
- (2) 本会の予算および決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他の重要事項

第20条 総会は委員会の決定に基づき、あるいは会員の3分の1以上の要請があったとき、会長がこれを招集する。

- 2 総会の招集および議題は、少なくとも7日前まで公示することを原則とする。
- 3 総会は正会員の30分の1以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決定する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 総会には、委任状の提出は認めない。

第21条 総会における議長および副議長は出席者の中から選出する。

第22条 委員会は委員長、副委員長および委員によって構成する。

第23条 委員会は、本会運営に必要な次の事項を処理する。

- (1) 本会の運営方針案の審議作成と総会への提案
- (2) 予算の編成と予算案の総会への提案
- (3) 決算報告書の会計監査委員会への提出と総会への決算報告
- (4) 部の昇格および廃止、或いは愛好会等の昇格に関して会長への答申
- (5) 委員会および総会の決議事項並びに会長の決定事項の執行あるいはこれに基づく会務の処理
- (6) 本学大学祭(体育祭、学園祭、彩才祭)の執行と管理
- (7) その他、本会運営に必要な事項の処理

第24条 委員会は委員長が会長の承認を得て招集する。

- 2 委員会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第25条 委員会の議長には委員長があたる。

第26条 会計監査委員会は、会計監査委員で構成し、本会の会計監査委員機関である。

第27条 会計監査委員会は、第17条の各機関および各部の会計監査を行い、これを定期総会に報告する。

第28条 選挙を公明且つ円滑に行うため本会に選挙管理委員会をおく。

- 2 選挙管理委員会は選挙管理委員より構成され、委員長、副委員長、学生委員、学生の会計監査委員の選挙に関する事務を行う。

第29条 選挙管理委員会に、委員の互選による正副委員長を各1名をおく。

### 第4章 会計

第30条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第31条 本会の収支保管の事務は、会長の委嘱を受けた本学の事務職員がこれにあたる。

第32条 本会の会員は一定の会費を定められた期日までに納入しなければならない。既納の会費は返却しない。

- 2 会員の会費は別に定める。

第33条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 体育会・文化会

第34条 学生会委員会の下部機構として体育会、文化会を置く。

第35条 体育会、文化会にはそれぞれ委員会をもうける。

第36条 体育会、文化会の委員会は、それぞれの役員および各部の代表をもってあてる。

第37条 体育会、文化会の役員選出はそれぞれの委員会で行う。

第38条 体育会、文化会の委員会は、それぞれ内規を定めることができる。

## 第6章 部

第39条 第5条の事業を行い第3条の目的を達成するために部を設置することができる。

第40条 各部にはそれぞれ部顧問をおくものとする。各部顧問は特別会員の中から部員の依頼により会長がこれを委嘱する。

第41条 部はその部顧問の指導助言の下に一致協力して本会の目的達成に努めるものとする。

第42条 部の設立は、愛好会等の結成後6ヵ月を経ることを要し、その部員数および活動状況等を記し、設立責任者3名の連署をもって委員会に願い出、会長の承認を受けるものとする。

2 部には正副責任者各1名、会計責任者1名をおき、会計監査委員会の監査を受けなければならない。

3 部は毎年3月31日までにその年度の決算を委員会に提出し、会長の承認を受けなければならない。

第43条 愛好会等は予算請求ができない。

第44条 部への入退部は正会員の自由とする。

第45条 部の活動が第3条の目的に反すると認められたときは、会長がその活動を一時停止させ、その処理を決定することができる。又部員のいないときの廃止もこれに準ずる。この際、会長は委員会に諮問することができる。

第46条 部には必要と認められた場合に限り部室の使用を許可する。

2 部室使用に際しての規程は別に定める。

附 則 この会則は、昭和47年 4月 1日より施行する。

附 則 この会則は、昭和60年 4月 1日より施行する。

附 則 この会則は、平成8年 5月 1日より施行する。

附 則 この会則は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則 この会則は、令和6年 4月 1日より施行する。

## 7.18 学生会の選挙に関する規程

会則第13条により、選挙に関する規程を次のとおり定める。

第1条 選挙管理委員会は、委員長、副委員長、学生委員および学生の会計監査委員の選挙を行わなければならない。

2 選挙の告示は選挙管理委員長が会長の承認を得て行うものとする。

3 選挙は告示後15日以内に行うものとする。

第2条 委員長1名、副委員長2名および学生の会計監査委員4名は、正会員の自由立候補あるいは推薦立候補者について正会員の投票により選出する。

2 各部で互選された部委員を除く学生委員は、工学部並びに感性デザイン学部の各学年各学科・コース1名を前項に準じて選出する。

第3条 立候補者は告示後定められた期日までに氏名および責任者の氏名を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第4条 次の各号に掲げる者は立候補することはできない。

1 学則第57条により懲戒を受けた者

2 休学中の者

- 第5条 選挙管理委員会は立候補者の意見を会員に周知させるため、投票の前日まで立会演説会を開催することができる。
- 第6条 投票は無記名とし、委員長については単記、副委員長、会計監査委員および学生委員については2名連記とする。
- 第7条 開票は投票終了後、各立候補者の責任者立会のもとに選挙管理委員会が行うものとする。
- 2 選挙は正会員の30分の1以上の投票によって成立する。
  - 3 選挙管理委員長は開票結果を発表し、投票数の上位から定員数までの者に当選の通知をしなければならない。
  - 4 対立立候補者がいないときは信任投票を行うものとし、正会員の30分の1以上の投票によって過半数の信任票を得た者を信任とする。
- 第8条 選挙管理委員会が不正を発見した場合は、当核選挙について立候補を取消し、または当選を無効とすることができる。
- 第9条 当選した者が、選挙の期日後において、第4条の事由が発生したときは、当選を失う。
- 2 前項の場合および欠員が生じた場合、選挙管理委員会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。
- 第10条 選挙管理委員会は有権者の3分の1以上のリコールの署名があれば信任投票を行わなければならない。
- 第11条 選挙管理委員は立候補すること、責任者および推薦者となることはできない。
- 第12条 その他、選挙に必要な細則は、その都度選挙管理委員会で定めることができる。  
附則の一部を省略している。
- 附 則 この規定は、平成8年 5月 1日より施行する。  
この規定は、平成21年 4月 1日より施行する。

## 7.19 学友会会費規程

学友会会則第32条2項により学友会費につき次のとおり定める。

- 第1条 学友会の会員は毎年次の会費を本学会計に納入しなければならない。
- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 正 会 員 | 8,000円           |
| (2) 特別会員  | 教員および課長以上 8,000円 |
|           | その他の職員 4,000円    |
- 第2条 正会員の会費は毎年1期学費納入期日までに学費とともに納入しなければならない。
- 附 則 この規程は、昭和47年4月1日より施行する。  
この規程は、昭和56年4月1日より施行する。